

第3次朝霞市生涯学習計画

平成29年度～平成38年度

一人一人が心豊かに
ともに学び 生きるまち あさか



平成29年3月

朝霞市

第3次朝霞市生涯学習計画

平成29年度～平成38年度

平成29年3月
朝霞市

はじめに

生涯学習は、私たちが生涯に行う学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会に行うあらゆる学習のことです。まさに「ゆりかごから墓場まで」人が行う営みであり、人生のその時々、必要なこと、興味を持ったこと、学ばなければならないこと、様々なことを様々な形で学ぶことでもあります。



さて、昨今は、人工知能の進化や情報社会の進展が目覚しく、また、少子高齢化により日本の人口が減少の局面に入るなど、これまでにない状況を迎えています。このように、日々急速に変化し続ける現代社会においては、市民一人一人が様々な学習活動を通して自らを磨き、豊かな人生を送ることができる社会や、人々の力を社会が持続して発展して行く資源とすることが求められています。

朝霞市では、平成19年に「第2次朝霞市生涯学習計画」を、その5年後の平成24年に「第2次朝霞市生涯学習計画後期基本計画」を策定し、生涯学習の推進に取り組んでまいりました。この度、平成28年度に第2次朝霞市生涯学習計画の計画期間が終了することから、平成29年度からの10年度間における市の生涯学習の施策を総合的、計画的に推進するために、第3次朝霞市生涯学習計画を策定するものです。

第3次となる本計画では、前回の計画を踏襲し、基本理念を「一人一人が心豊かにともに学び 生きるまち あさか」とし、その実現のために、学びと学び、人と人、また、地域へと連鎖、循環しながら高まっていく「知の循環型社会」を目指して施策を展開することといたしました。市民の皆さんの主体的な学習活動を支援し、ライフスタイルやライフステージに応じた学習機会や、地域やまち、ひとづくりとしての学習機会の提供をすることで、計画の基本理念の実現と第5次朝霞市総合計画で掲げる「暮らしつつけたいまち」と感じる朝霞市を目指し、生涯学習によるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました朝霞市社会教育委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントを通じて御意見をいただきました市民の皆様や関係者の方々に、心から感謝申し上げますとともに、本計画の実現と生涯学習の推進に御理解・御協力をお願い申し上げます。

平成29年3月
朝霞市長 富岡 勝則

目次

序章 生涯学習とは？	1
第1章 計画の趣旨・概要	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 関連計画との整合	3
3 計画の構成・期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 朝霞市生涯学習の現状・課題	7
1 人口等の推移	7
2 生涯学習関連施設の利用者数推移	10
3 生涯学習関連施設の状況	14
4 第2次朝霞市生涯学習計画の評価	16
5 生涯学習推進にあたっての課題分析	19
第3章 基本構想 ～朝霞市における生涯学習推進の考え方～	30
1 計画の基本理念	30
2 計画の目標	31
3 生涯学習を進める上での基本方針	32
4 施策の柱	33
5 施策を推進する際の3つのポイント	34
6 基本構想の全体像	35
7 達成指標の設定	36
第4章 基本計画	39
施策の体系【体系図】	39
施策の体系	40
1 新たな学びの“きっかけ”を提供します！	40
2 使いやすい学びの“場”を提供します！	42
3 多様な学びの“メニュー”を提供します！	44
4 市民の学びの“主体性”を支えます！	49
5 市民とともに学びを“協働”で推進します！	51

資料編	53
1 計画策定の経過	55
2 パブリックコメントの結果と対応方針	56
3 朝霞市社会教育委員会議規則	57
4 朝霞市社会教育委員会議委員名簿	58
5 朝霞市生涯学習推進会議設置要綱	59
6 朝霞市生涯学習推進会議委員名簿	62
7 用語解説	63

本文中、単語の後に「*」印のあるものは、資料編の「7 用語解説」において用語の解説を行っています。

みなさんは、「生涯学習」と聞いて、どのようなことを思い浮かべるでしょうか。自分で独学すること、行政が開催する教室や講座に参加すること、大学の公開講座に参加すること、民間の通信教育等で学習すること…人によってイメージするものは様々で、実際に学習の形態は多種多様であるといえます。

国では、この「生涯学習」について次のように定義づけています。

教育基本法（抄）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

つまり、生涯学習の最終的な目標は「自己の人格を磨くこと」と、「豊かな人生を送ること」となりますが、現実には、この目標を意識するしないに関わらず、友人や隣人と会話することや景色を眺めるなどの些細なことも含めて、学ぶ機会というのは日常生活のいたる所にあると考えられます。

今回の策定過程で行った小・中学生のアンケート調査から、次のようなご意見が寄せられました。

生涯学習のことなんか、全然頭に入っていなかったけど、わたしの日常的にしていることが生涯学習に当てはまっているんだなと思いました。

（第3次朝霞市生涯学習計画策定のための市民意識調査 小学校5年生/女子）

生涯学習とは、日々の学習活動はもちろんのこと、生活のあらゆることから学び・気づきを得るという姿勢そのものであり、その姿勢を心がけることによって、“生涯にわたって学び続ける”ことだと考えます。

第1章 計画の趣旨・概要

1 計画策定の背景と趣旨

朝霞市ではこれまで、「市民の多様な学習活動が保障された（学習・文化・スポーツ活動を『いつでも』『どこでも』『誰でも』行うことができる）生涯学習社会の実現」を目指して、平成9年度から平成18年度の10年間を計画期間とする「第1次朝霞市生涯学習計画」を策定しました。また、平成18年度には、第1次の計画が終了したことに伴い、「一人ひとりが心豊かに ともに学び 生きるまち あさか」の実現を目指した「第2次朝霞市生涯学習計画」を策定し、生涯学習の推進に取り組んできました。

●●朝霞市生涯学習計画の経緯

平成 8 年	第1次朝霞市生涯学習計画策定（計画期間：平成9年度～平成18年度）
平成13年	第1次朝霞市生涯学習計画改定
平成18年	第2次朝霞市生涯学習計画・前期基本計画策定 （計画期間：構想は平成19年度～平成28年度、 基本計画は平成19年度～平成23年度）
平成23年	後期基本計画策定（計画期間：平成24年度～平成28年度）

この間においても、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化、国際化、就労形態の多様化、情報化が進み、価値観も変化しています。こうした社会変化に対応していくために、私たちが日々学習をすることは必要であり、また、同時に、新たな時代のニーズに対応できる生涯学習社会の構築が重要な課題となります。

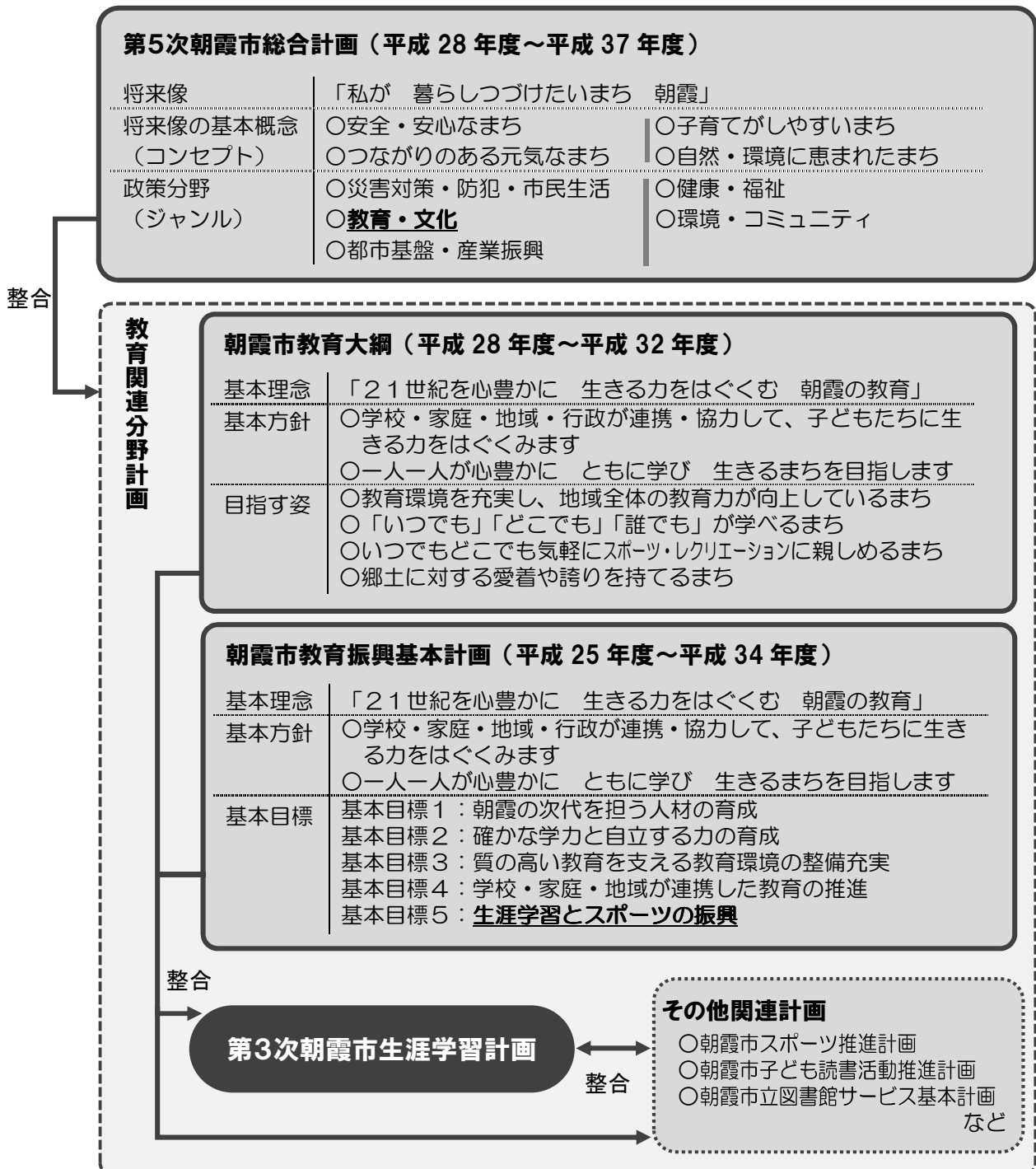
この度、「第2次朝霞市生涯学習計画」が平成28年度をもって計画期間が終了することに伴い、これまでの朝霞市における生涯学習の成果や現状・課題を明らかにし、これからの時代に対応する生涯学習社会の構築を目指して、第3次となる朝霞市生涯学習計画（以下、「本計画」という。）を策定し、本市の生涯学習施策の一層の推進をしていくものです。

2 関連計画との整合

本計画は、本市の最上位計画である「第5次朝霞市総合計画」（平成27年度策定）を具体的に推進するための、教育・文化政策に関する分野別計画です。

また、改正地方教育行政法に基づく「朝霞市教育大綱」（平成28年度策定）と「朝霞市教育振興基本計画」（平成24年度策定）を上位計画として、生涯学習に関する方向性や取り組みを示すものとなります。

●●関連計画との整合

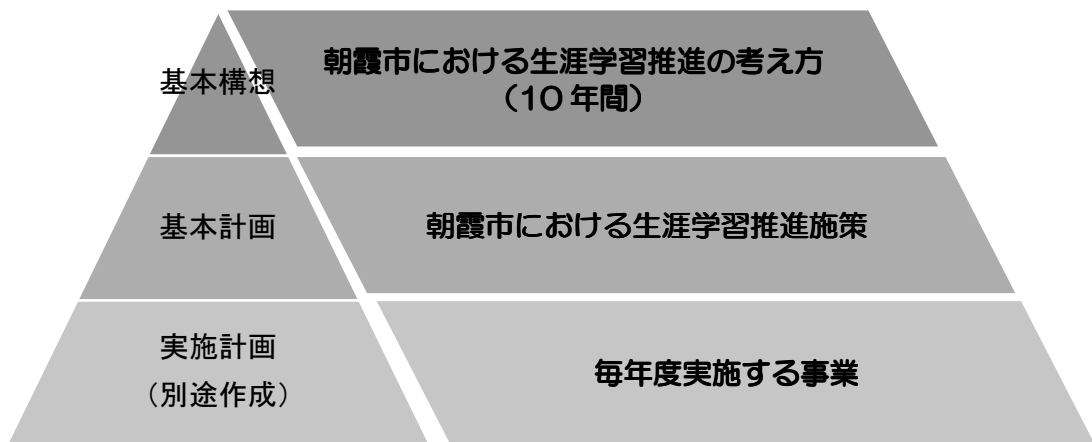


3 計画の構成・期間

この計画は、本市の生涯学習の長期ビジョンを示す「基本構想」（朝霞市における生涯学習推進の考え方）及び、基本構想に基づき取り組むべき施策を示す「基本計画」（朝霞市における生涯学習推進施策）により、構成されています。

毎年度実施する事業については、「実施計画」に基づき行い、また、「実施計画」は、基本構想・基本計画を踏まえて毎年度策定することとします。

●●計画の構成



また、基本構想の計画期間は、平成 29 年度～平成 38 年度(2017 年度～2026 年度)の 10 年間となります。

基本計画は、平成 33 年度(2021 年度)に、平成 29 年度～平成 33 年度(2017 年度～2021 年度)の 5 年間の成果や課題を確認し、社会状況の変化などを考えながら、必要に応じて見直しをします。

●●計画の期間

年度	平成	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基本構想	朝霞市における生涯学習推進の考え方 (10年間)										
基本計画						見直し					
実施計画	3か年計画を計画期間とし、毎年度見直す										

4 計画の策定体制

4-1 市民ニーズの把握

本計画の策定にあたっては、生涯学習に関する市民の現況、意識や要望等を把握するため、市民意識調査として、アンケート調査のほか市民懇談会も実施しました。市民懇談会については、広く市民を対象とした地域懇談会と、生涯学習活動を行っている団体を対象とした団体懇談会の2種類の懇談会を実施しました。

①市民意識調査の実施概要

一般	
調査地域	朝霞市
調査期間	平成27年11月21日～12月4日
調査方法	郵送配布・回収
調査対象者	朝霞市在住の17歳及び満20歳以上の市民 1,800人
回収件数	510件（回収率28.3%）

生涯学習団体	
調査地域	朝霞市
調査期間	平成27年11月21日～12月4日
調査方法	郵送配布・回収
調査対象者	朝霞市内で生涯学習活動を行う100団体
回収件数	84件（回収率84.0%）

事業所	
調査地域	朝霞市
調査期間	平成27年11月21日～12月4日
調査方法	郵送配布・回収
調査対象者	朝霞市商工会加盟事業所の内、従業員数上位100社
回収件数	38件（回収率38.0%）

小・中学生	
調査地域	朝霞市内の小・中学校
調査期間	平成27年11月21日から約1週間
調査方法	学校を通じて配布・回収
調査対象者	小学校5年生及び中学校2年生 1,250人
回収件数	1,172件（回収率93.8%）

②市民懇談会の実施概要

■地域懇談会

開催日	開催場所	参加人数
平成27年11月28日(土)	午前：総合体育館	午前：5人
	午後：エコネットあさか	午後：6人

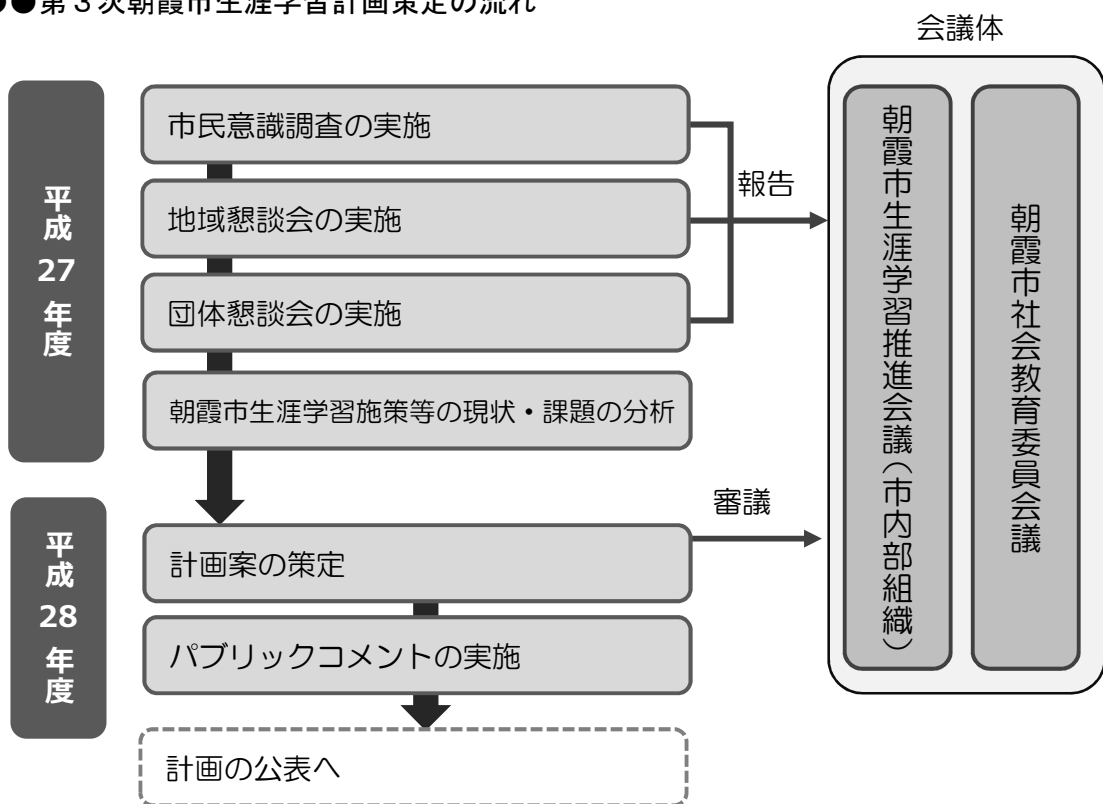
■団体懇談会

開催日	開催場所	参加人数
平成28年1月28日(木)	中央公民館	17人
平成28年2月4日(木)		20人

4-2 策定体制

本計画の策定過程及び策定体制は、以下の通りとなります。

●●第3次朝霞市生涯学習計画策定の流れ

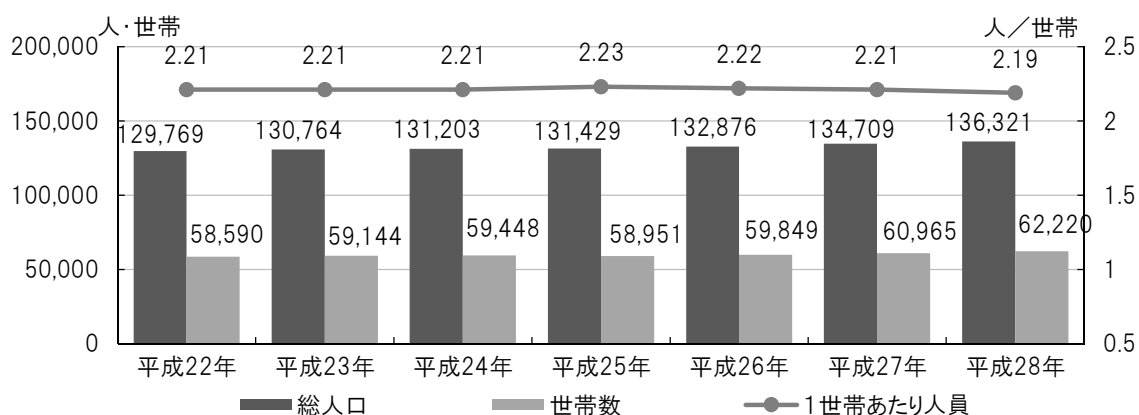


第2章 朝霞市生涯学習の現状・課題

1 人口等の推移

1-1 総人口・総世帯数の推移

総人口及び総世帯数は鈍化しているものの増加を続けており、平成28年4月1日時点で総人口は136,321人、世帯数は62,220世帯となっています。1世帯あたり人員は、平成23年以降、ゆるやかに減少しています。

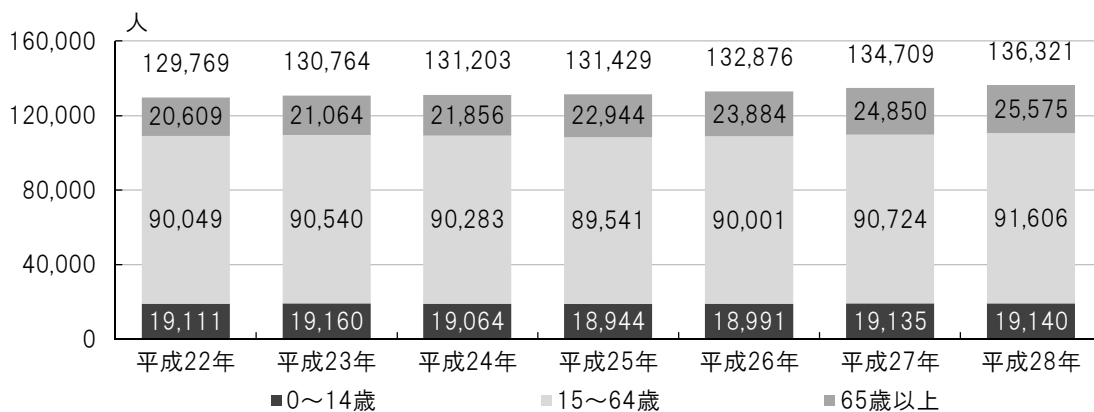


資料：市政情報課（各年4月1日現在）

1-2 年齢3区分別人口の推移

0～14歳人口と15～64歳の人口は、平成23年から平成25年にかけてはやや減少傾向にありましたが、平成26年から平成28年にかけては増加の傾向に転じています。

一方、65歳以上の人口については年々増加し続けており、平成28年時点で25,575人（総人口比で18.8%）となっています。

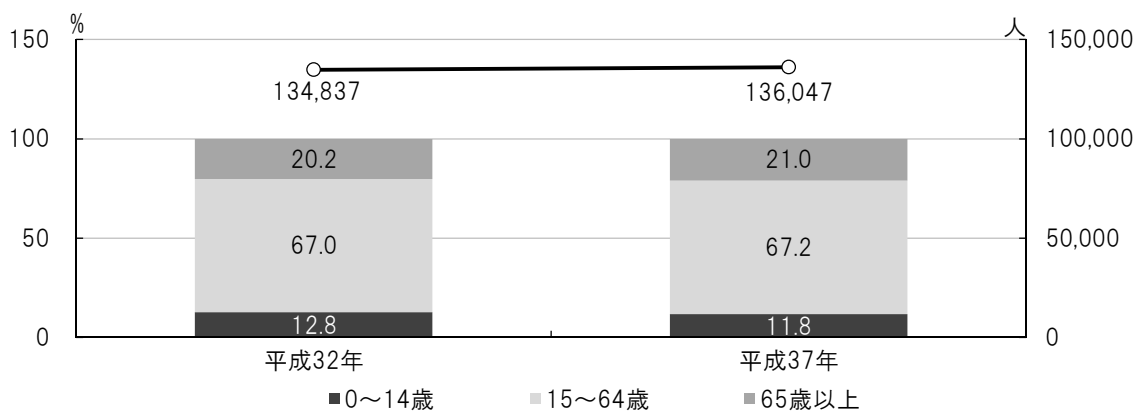


資料：市政情報課（各年4月1日現在）

1-3 今後の人口の見通し

本市の今後の総人口の見通しは、平成28年ですでに平成32年見込みを超えていることから、今後も人口の増加が続く見込みとなっています。

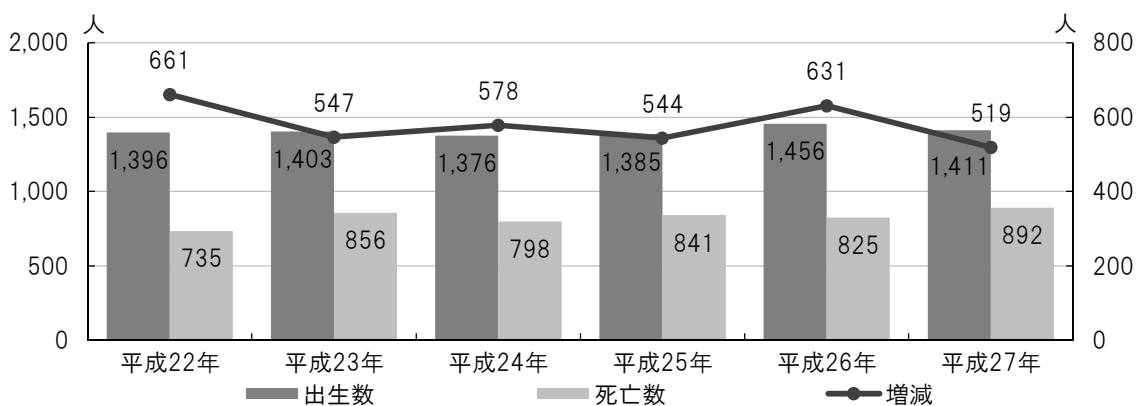
なお、人口構成比で見ると0～14歳の人口は増加するものの割合は減少し、15～64歳の人口は横ばいで割合は減少、65歳以上の人口は増加し、割合も増加していくことが見込まれています。



資料：第5次朝霞市総合計画

1-4 自然動態（出生数及び死亡数）の推移

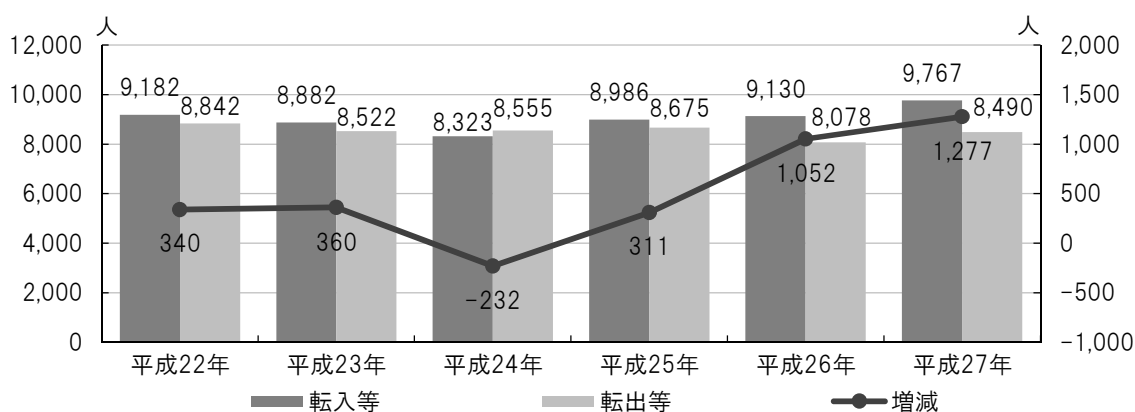
ここ数年の出生数は1,400人前後、死亡数は800人前後での推移が続いており、両者を差し引きした増減は600人前後で、出生数の超過となっています。しかし、平成27年は、死亡数が900人余りに増加し、増減は500人超過で依然として増加傾向にはあるものの、今後は、出生数と死亡数の差が縮まっていくことが考えられます。



資料：総合窓口課（各年1月～12月の合計）

1-5 社会動態（転入数及び転出数）の推移

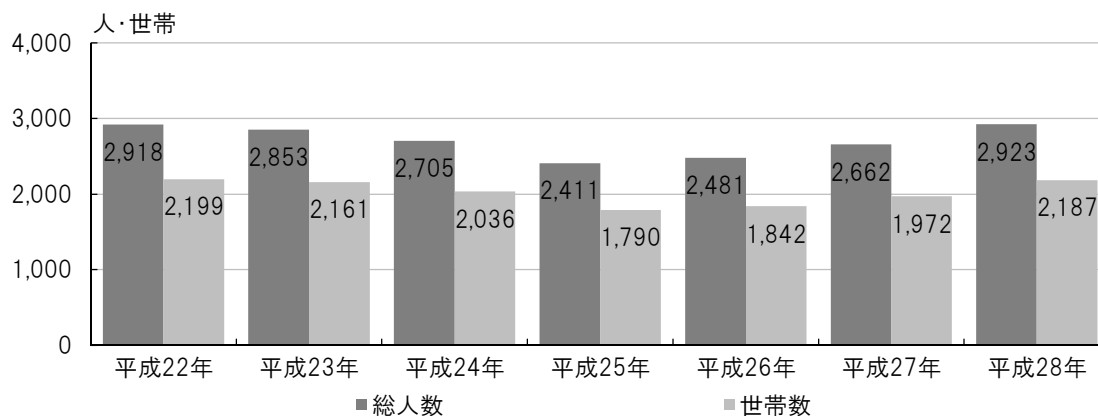
転入数はここ数年 9,000 人前後、転出数は 8,500 人前後での推移が続いています。両者を差し引きした増減は、平成 24 年に一旦転出数が上回るマイナス超過となりましたが、ほかの年については転入数の超過となっています。特に、平成 27 年は 1,277 人のプラス超過となり、平成 25 年の 4 倍近い値となっています。



資料：総合窓口課（各年1月～12月の合計）

1-6 外国人の人数・世帯数の推移

外国人の人数及び世帯数は、平成 22 年から平成 26 年にかけては減少傾向にありましたが、平成 26 年から平成 28 年にかけては増加しており、平成 28 年 4 月 1 日時点で 2,923 人となっています。



※世帯数は日本人との混合世帯を含む 資料：総合窓口課（各年4月1日現在）

2 生涯学習関連施設の利用者数推移

2-1 公民館利用者数の推移

公民館利用者数における増減の内訳をみると、中央公民館での利用者数が増加しており、平成22年度と平成27年度を比較すると18.6%増加となっています。地区公民館では、同比較において減少傾向をみることができますが、対前年比では利用者数に大きな減少はみられません。

(人)	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	(H27とH22 の差・増減比)	
中央公民館	95,431	95,174	106,692	99,593	108,824	113,143	17,712	118.6%
東朝霞公民館	48,304	49,353	49,119	47,826	48,031	47,874	-430	99.1%
西朝霞公民館	42,543	40,263	39,753	41,242	41,354	40,924	-1,619	96.2%
南朝霞公民館	47,353	31,467	43,983	38,895	40,944	41,156	-6,197	86.9%
北朝霞公民館	44,173	43,177	41,348	40,062	40,313	37,557	-6,616	85.0%
内間木公民館	39,623	39,759	40,640	40,143	40,981	21,924	-17,699	55.3%

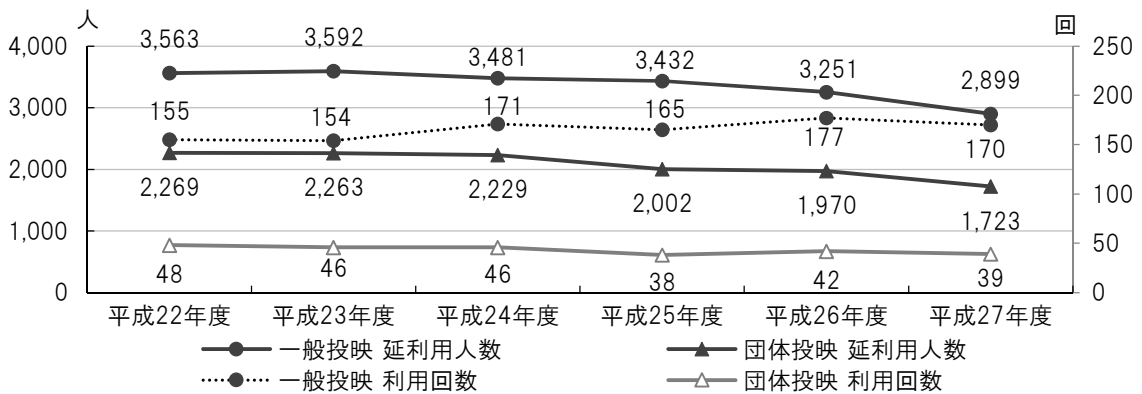
※H23年度の南朝霞公民館は、大規模改修工事のため10月～1月まで休館

※H27年度の内間木公民館は、大規模改修工事のため8月～12月まで休館

資料：中央公民館

2-2 プラネタリウム利用者数の推移

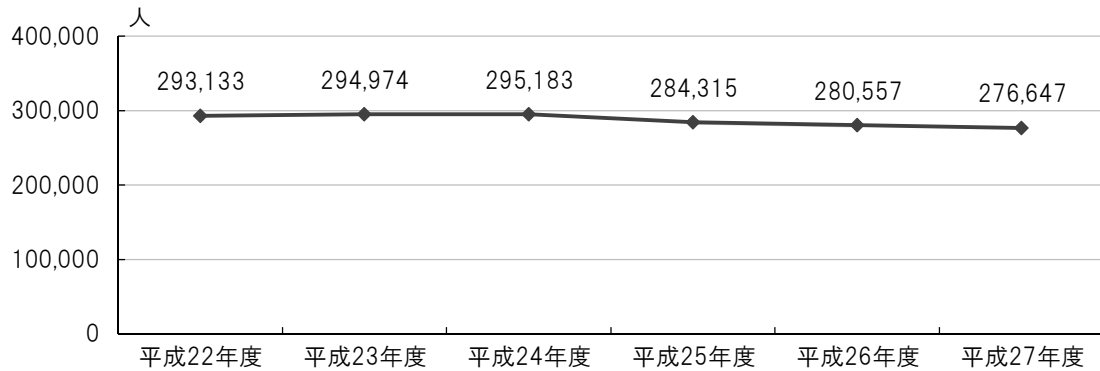
プラネタリウムの利用者数は、一般投映での利用回数はやや増加傾向にあるものの、延べ利用者数は減少傾向にあります。団体投映では、利用回数、延べ利用者数ともに減少傾向にあります。



資料：中央公民館

2-3 図書館の利用者数

図書館の利用者数は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけては微増を続けていましたが、平成 25 年度以降は、ゆるやかに減少しています。



資料：市立図書館

2-4 図書等の貸し出し件数の推移

図書等の貸し出し件数については、児童書では増加傾向にあり、平成 22 年度から平成 27 年度にかけては、14,413 件の増加となっています。一方、そのほかの一般書、雑誌、紙芝居、視聴覚資料は減少傾向にあり、特に視聴覚資料の減少割合は、36.8%となっています。

(件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	(H27 と H22 の差・増減比)	
一般書	638,839	630,141	618,950	584,149	565,577	546,787	-92,052	85.6%
児童書	294,816	298,166	308,583	300,547	301,888	309,229	14,413	104.9%
雑誌	53,981	53,801	55,592	53,734	49,394	47,755	-6,226	88.5%
紙芝居	10,856	10,109	9,852	9,406	9,646	9,694	-1,162	89.3%
視聴覚資料	65,675	62,455	57,773	50,141	45,663	41,485	-24,190	63.2%

資料：市立図書館

2-5 体育施設の利用者数の推移

平成 22 年度から平成 27 年度にかけて、青葉台公園芝生広場、総合体育館、朝霞中央公園陸上競技場、青葉台公園テニスコート、朝霞中央公園野球場などほとんどの施設で、利用者数が増加しています。特に、青葉台公園芝生広場、内間木公園ソフトボール場は、3倍の増加となっています。

(人)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	(H27とH22 の差・増減比)	
総合体育館	172,451	155,280	177,390	173,019	214,082	218,664	46,213	126.8%
武道館	44,897	32,007	34,588	31,767	27,272	25,167	-19,730	56.1%
滝の根テニスコート	24,764	23,807	35,972	33,035	33,741	47,662	22,898	192.5%
溝沼子どもプール	42,082	28,050	36,392	37,365	31,065	29,793	-12,289	70.8%
朝霞中央公園陸上競技場	63,872	70,657	90,159	52,077	86,048	103,398	39,526	161.9%
朝霞中央公園野球場	30,411	26,549	41,309	37,146	55,223	65,926	35,515	216.8%
北朝霞公園野球場	24,248	26,433	42,901	34,275	31,397	37,453	13,205	154.5%
青葉台公園芝生広場	25,976	24,482	39,085	34,808	51,423	82,537	56,561	317.7%
青葉台公園テニスコート	48,905	46,896	70,414	63,938	72,914	87,426	38,521	178.8%
弁財公園テニスコート	10,124	8,998	14,619	15,287	16,833	19,460	9,336	192.2%
上野荒川運動公園サッカー場	20,823	21,933	44,371	34,638	29,472	27,597	6,774	132.5%
上野荒川運動公園野球場	10,004	8,772	17,335	15,329	14,646	16,759	6,755	167.5%
内間木公園ソフトボール場	10,841	10,577	12,682	14,011	27,357	38,732	27,891	357.3%
内間木公園テニスコート	13,048	13,086	14,404	16,660	18,180	20,315	7,267	155.7%
内間木公園弓道場	6,348	6,394	6,026	5,697	6,536	7,658	1,310	120.6%

※平成 26 年度より溝沼子どもプールの開場期間を 72 日間から 58 日間に短縮

※平成 26 年度より内間木公園ソフトボール場の開場期間を延長（1 2月迄）

資料：生涯学習・スポーツ課

2-6 学校体育施設の利用者数の推移

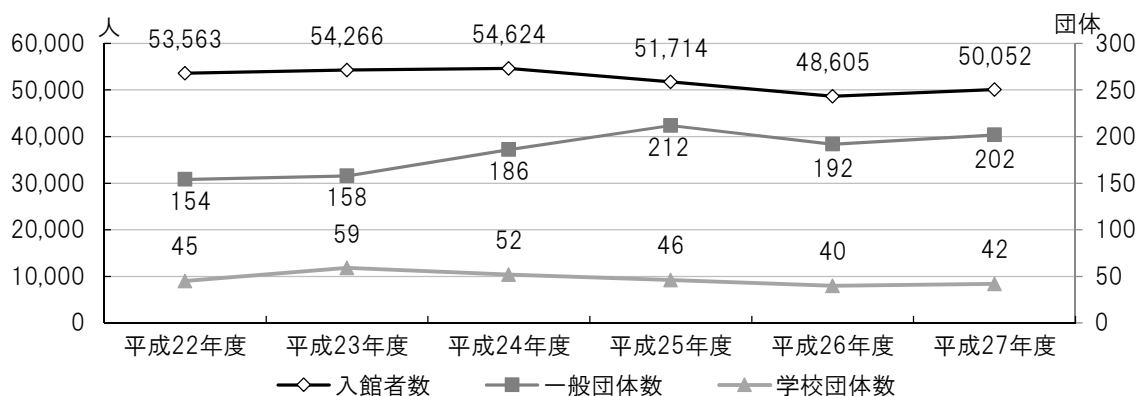
平成22年度から平成27年度にかけて、中学校体育館を除く学校体育施設の利用者数は増加しています。特に、小学校体育館で15,074人、小学校グラウンドで25,516人の増加となっています。

(人)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	(H27とH22の差・増減比)	
小学校体育館	43,402	47,385	61,441	59,319	58,589	58,476	15,074	134.7%
中学校体育館	15,706	14,568	15,684	16,530	14,149	15,101	-605	96.1%
小学校グラウンド	51,842	79,833	75,961	73,735	75,445	77,358	25,516	149.2%
中学校グラウンド	20,521	18,581	20,174	20,648	21,911	22,484	1,963	109.6%

資料：生涯学習・スポーツ課

2-7 博物館の利用者数の推移

博物館の入館者数は、平成24年度以降減少傾向でしたが、平成26年度から平成27年度にかけては増加に転じています。一般団体数については、平成25年度までは増加傾向にあったものの、平成25年度から平成26年度にかけては減少に転じ、その後は横ばいでの推移になっています。学校団体数については、平成23年度以降ゆるやかに減少していましたが、近年は横ばいとなっています。



資料：博物館

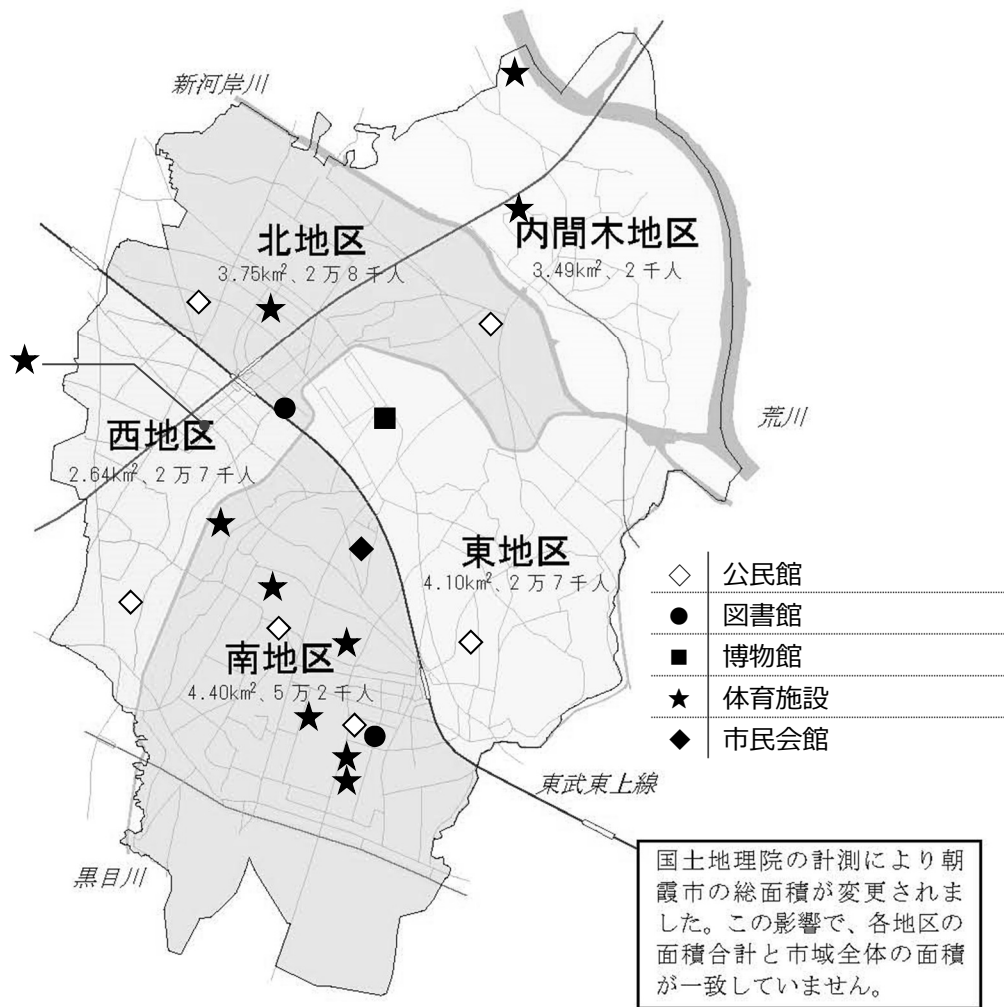
3 生涯学習関連施設の状況

3-1 生涯学習関連施設の配置状況

教育・文化関連の施設については、公民館は各地区にバランスよく整備され、図書館、図書館分館、博物館、市民会館は市中央寄りに整備されています。

体育施設については、やや南地区に多く整備され、東地区には体育施設が整備されていない状況となっています。

●●市内教育・文化・体育関連施設の整備状況



※地図は「朝霞市公共施設等総合管理計画」より

3-2 生涯学習関連施設の築年数

市内の教育・文化・体育関連施設の中には、築 30 年を超える施設も多く、「朝霞市公共施設等総合管理計画」では、施設の長寿命化や移転・複合化・集約の検討の必要性が指摘されています。

●●市内教育・文化・体育関連施設の開館・開設年月日

区分	施設	開館・開設年月日
公民館	中央公民館	昭和 59 年 6 月 1 日
	東朝霞公民館	昭和 55 年 5 月 1 日
	西朝霞公民館	昭和 59 年 5 月 1 日
	南朝霞公民館（旧朝霞公民館）	昭和 27 年 8 月 7 日
	北朝霞公民館	昭和 51 年 4 月 1 日
	内間木公民館	昭和 58 年 5 月 1 日
図書館	図書館	昭和 62 年 10 月 31 日
	北朝霞分館	平成 11 年 8 月 1 日
博物館		平成 9 年 2 月 12 日
体育施設	総合体育館	昭和 57 年 5 月 1 日
	武道館	昭和 51 年 5 月 8 日
	滝の根テニスコート	平成 4 年 5 月 1 日
	溝沼子どもプール	昭和 63 年 7 月 28 日
	朝霞中央公園（野球場・陸上競技場）	昭和 57 年 4 月 24 日
	北朝霞公園野球場	昭和 51 年 12 月 1 日
	弁財公園テニスコート	昭和 51 年 12 月 1 日
	青葉台公園（テニスコート・芝生広場）	昭和 58 年 2 月 1 日
	内間木公園（ソフトボール場・テニスコート・弓道場）	平成 11 年 6 月 1 日
	上野荒川運動公園（野球場・サッカー場）	平成 4 年 3 月 1 日

※資料「平成 27 年度 朝霞の教育」より
 ※南朝霞公民館は、昭和 52 年 6 月 30 日建替え

●●建物系施設の課題（「朝霞市公共施設等総合管理計画」より）

施設類型	課題
市民文化系施設 （公民館・市民センター・市民会館）	○築 30 年を超えている施設があり、老朽化が進んでいます。公民館の一部は耐震改修に合わせて大規模改修を行っています。 ○耐震強度の不足している建物があり、対応が必要です。
社会教育系施設 （図書館・博物館）	○全般に築年数は、比較的浅い状況にあります。 ○多くの物品を収蔵しており、特殊な設備もあることから、計画的に改修を行って適切に維持していく必要があります。
スポーツ・公園系施設 （総合体育館・陸上競技場）	○昭和 56～57 年頃に多くの建物が集中的に整備されており、大規模改修が必要な時期にさしかかりつつあります。 ○耐震強度の不足している建物があり、対応が必要です。

4 第2次朝霞市生涯学習計画の評価

第2次朝霞市生涯学習計画では、「一人ひとりが心豊かに ともに学び 生きる まち あさか」を基本理念として、次の5つの施策の柱に基づいて生涯学習の推進に取り組んできました。

ここでは、この柱ごとに第2次朝霞市生涯学習計画の評価を行います。

第2次朝霞市生涯学習計画 基本施策の5つの柱

1. はじめの一步を応援します！ ～誰でも学びやすい朝霞へ～
2. 学びの場を充実します！ ～どこでも学びやすい朝霞へ～
3. いろんな学びを支援します！ ～なんでも学びやすい朝霞へ～
4. 学ぶよろこびを広げます！ ～学びを生かしやすい朝霞へ～
5. ともに学びを育てます！ ～学びをみんなで考える朝霞へ～

4-1 はじめの一步を応援します！ ～誰でも学びやすい朝霞へ～

はじめの一步を応援するために必要な学習情報の提供と情報内容については、生涯学習ガイドブック「コンパス*」の発行をはじめ、関係する各所管において積極的に取り組んできました。しかし、生涯学習の対象は子どもから高齢者、障害のある人までと多岐にわたるため、情報の提供・発信の方法にも多様なツールを駆使し、その対象ごとに工夫をしていく必要があります。

生涯学習相談体制については、相談窓口への社会教育指導員の配置や、社会教育主事資格の取得を勧めるなど職員の資質を向上させることにより、対応力の向上を図っています。

また、誰もが生涯学習活動に取り組むきっかけづくりとして、「あさか学習おとどけ講座*」をはじめとする各種講座を実施していますが、より幅広い市民を対象とし、その多様なニーズに応える内容づくりに努める必要があります。また、生涯学習ボランティアバンク*制度による市民の人材登録を行っていますが、市民がともに学び合い、学習の輪を広げるため、今後も高い意識と豊かな知識、優れた技能を持つ市民の登録と人材の活用促進を図る必要があります。特に、退職された方々をはじめとして、多様なスキルを持った地域の人材を集め、活躍の場を提供することで、さらなる学びにつなげていく必要があります。

4-2 学びの場を充実します！ ～どこでも学びやすい朝霞へ～

生涯学習関連の各施設はいずれも、使いやすく利用しやすい施設となるよう管理運営されています。しかし、築30年を超える建物が多いことから、老朽化への対応とともに、高齢社会に向けてバリアフリー*化への対応が必要となります。

生涯学習施設の利用促進については、利用者懇談会等を開催し市民のニーズを把握することで利便性の向上に努めてきましたが、さらなる利用促進を図るため、IT*等のツールを活用した施設予約手続きの方法について調査・研究する必要もあります。

4-3 いろんな学びを支援します！ ～なんでも学びやすい朝霞へ～

市民による、より良い地域づくりを促進するため、市全体で人権教育、男女共同、福祉、青少年の健全育成や防災・防犯等に関する講座・啓発の機会を提供しています。

また、今後、観光の振興や労働人材の確保の観点から国際交流が増えることが予想されており、外国籍の住民も増加していることから、相互理解に向けた学習支援や国際交流の機会の提供を行っています。しかしながら、情報内容・情報提供の方法については、多言語化の対応がしきれていないなどの課題があることから、今後、市民と市内外国籍住民等とのさらなる相互理解を図るため、市民の協力を得ながら情報提供等の充実にも努める必要があります。

今後到来する高齢社会に向けて、シニア世代を対象とした学習・スポーツ活動や健康づくりの機会を提供していますが、さらに進行していく高齢化に対応するため、高齢期を迎える前から、学習習慣や健康づくりに対する意識づけを行っていくことが重要となります。

さらに、都心部に近く転入・転出の多い本市では、ふるさと意識が低い傾向にあります。そのため、市の魅力や成り立ちなどを学んでもらい、朝霞らしさや郷土愛をはぐくむ市民が増えるよう、そうした活動を展開する自主的な団体の育成や活動支援を行ってきました。今後も、若い世代が本市に定住し、市の歴史や魅力を次の世代へ引き継いでいけるよう、郷土愛をはぐくみ、高める機会を提供し、各世代で幅広い人材を育てていくことが必要です。

4-4 学ぶよろこびを広げます！ ～学びを生かしやすい朝霞へ～

市民が日頃の学習の成果を発表する機会として、文化祭や公民館まつりの場を積極的に提供し、広く市民が芸術や地域の文化に触れられるようにしています。また、自ら学んだ知識や経験を地域に還元するような活動に対して支援を行っています。

今後は、ともに学び合い、人と人がつながっていく知の循環型社会*を市民の自主的な取り組みによって実現できるよう、行政が提供する活動の場だけではなく、市民が主体となって学習意欲を高めていくことができるよう、側面からのサポート体制が必要です。

4-5 とともに学びを育てます！ ～学びをみんなで考える朝霞へ～

公民館まつりや図書館まつりなどを通して、市民と行政の協働*による生涯学習活動の推進に取り組んできました。子どもの分野では、子ども大学*等の事業を通じて、大学や青年会議所、NPO*法人などの民間団体をはじめとする多様な主体と連携することで、学習の機会を提供しています。今後は、市民の多様化する学習ニーズに対応できるよう、さらなる民間団体等との連携を拡大し、幅広いメニューを提供できる体制づくりが必要となります。

また、計画の推進にあたっては、社会教育委員会議や生涯学習推進会議を開催し、様々な立場からの意見を募り、改善を行いながら取り組んできました。今後も、市民との協働*や他団体との連携を通じて、幅広い意見収集を行うことで市民の生涯学習を推進します。

5 生涯学習推進にあたっての課題分析

市民意識調査、懇談会や生涯学習施策の取り組み状況等から得られた、本市の生涯学習にかかる課題は次のように整理されます。

1. これからの時代に対応する生涯学習の課題

- 高齢社会における生涯学習のあり方について
- 国際化の進展における生涯学習社会の役割について

2. 生涯学習に対する意識の課題

- 生涯学習に対する意識の浸透について
- 知の循環型社会*の構築（市民の主体性の向上）について
- 学びの費用負担の考え方について

3. 若い世代に対する生涯学習の課題

- 働く世代や若い世代に対するアプローチ
- 家庭教育力（親の力）の向上

4. 生涯学習施設に関する課題

- 生涯学習施設の維持管理・バリアフリー*化
- 施設の予約方法の改善
- 地域コミュニティの核としての生涯学習（多世代交流）

5. これからの生涯学習に対する行政の課題

- 民間企業等の力を活用した生涯学習の推進
- 情報提供・発信のあり方について

○高齢社会における生涯学習のあり方について

わが国で最も人口構成が多いとされる団塊の世代が、2025年には75歳以上の後期高齢者になります。本市においても高齢者人口が増加していることから、一層の高齢社会が進行していくと推測されています。

高齢者人口の増加は、医療や介護など社会保障費の増加を招く一因ともなるため、本格的な高齢社会を迎えつつある今、いかに一人でも多くの高齢者に元気でいつづけてもらえるかは重要な課題となります。

そうした中、高齢者が生きがいづくり、スポーツ等の運動や社会参加に取り組むことにより、健康で張りのある生活を送るためには生涯学習の果たす役割は大きいといえます。

そのため、高齢者が日常的に外にでかけ、社会とのつながりを維持していけるような生涯学習の仕組みづくり、及び、仕事を退職した後にスムーズに第2の人生に移行できるよう、若いうちからの地域とのつながりを持つ仕組みづくりが求められています。



○国際化の進展における生涯学習社会の役割について

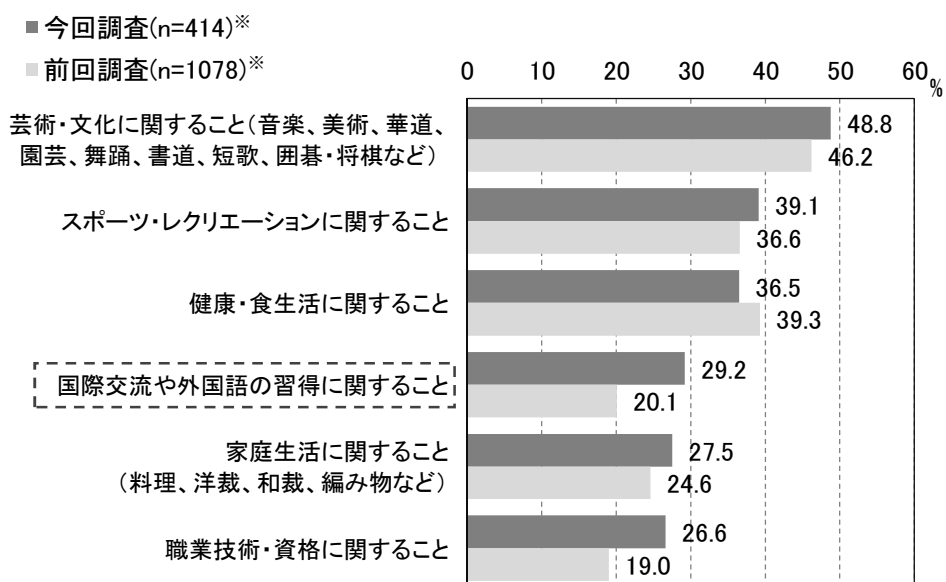
近年では、外国人労働者の増加や訪日する外国人が増加しています。今後、外国人に接する機会が一層増加すると予想されます。さらに、国では、人口減少社会に対応するために、さらなる外国人労働者の受け入れなどについて議論がなされているところです。

本市外国人の人数は、平成22年から平成26年までは減少傾向にあったものの、平成26年から平成28年にかけて増加に転じていることから、地域における受け入れ環境の整備及び、国際理解の深化や視野の拡大を図るために、交流の機会充実が求められます。

また、市民意識調査においては、今後希望する学習内容として「国際交流や外国語の習得」に対する回答が5年前の調査よりも多くなっています。

社会がグローバル化する中、一人一人の属性も様々です。人種、宗教、性別、国籍、年齢、障害の有無、学歴、価値観、社会的属性など、一人一人が持つ様々な違い、多様性を活かして、それぞれの能力を発揮し、活躍するダイバーシティ*社会の実現が望まれます。市民が国際交流の必要性を感じる中、市も様々な違いを尊重して受け入れ、「違い」を積極的に活かすことにより、世界に羽ばたく人材を育てる視点を持って生涯学習の推進に取り組むことが重要です。

◆生涯学習をする場合の希望する分野（一般調査）、上位6項目



※今回調査：第3次朝霞市生涯学習計画策定のための市民意識調査
(平成27年11月～12月実施)

※前回調査：第2次朝霞市生涯学習計画後期基本計画策定のための市民意識調査
(平成22年10月～11月実施)

○生涯学習に対する意識の浸透について

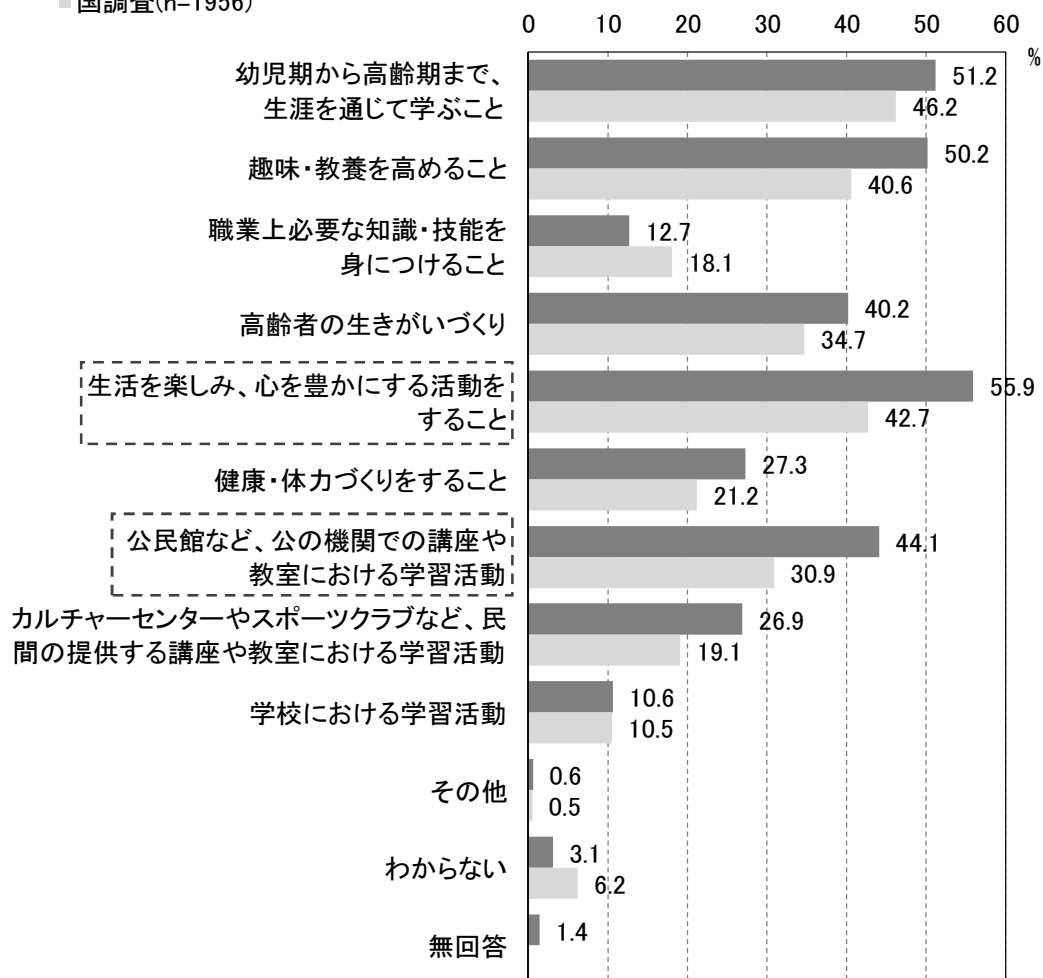
生涯学習の基本的な考え方は、生涯にわたって学び続けることとなります。しかしながら、市民意識調査における生涯学習のイメージは、「生活を楽しみ、心を豊かにする活動をする事」や「公民館など、公の機関での講座や教室における学習活動」といった回答が国の調査よりも多く、余暇的な活動や、提供された学習の場を利用するものといった認識が強いことがうかがえます。

またほかにも、市民意識調査の中では、子どもだけではなく大人からも、「生涯学習そのものについて周知されていない」との意見が寄せられています。そのため、生涯学習の意義や目的、またその大切さについて伝え、学ぶ機会の提供も重要であるといえます。

◆生涯学習のイメージ（一般調査）

■ 今回調査(n=510)

■ 国調査(n=1956)[※]



※国調査：内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成24年7月実施）

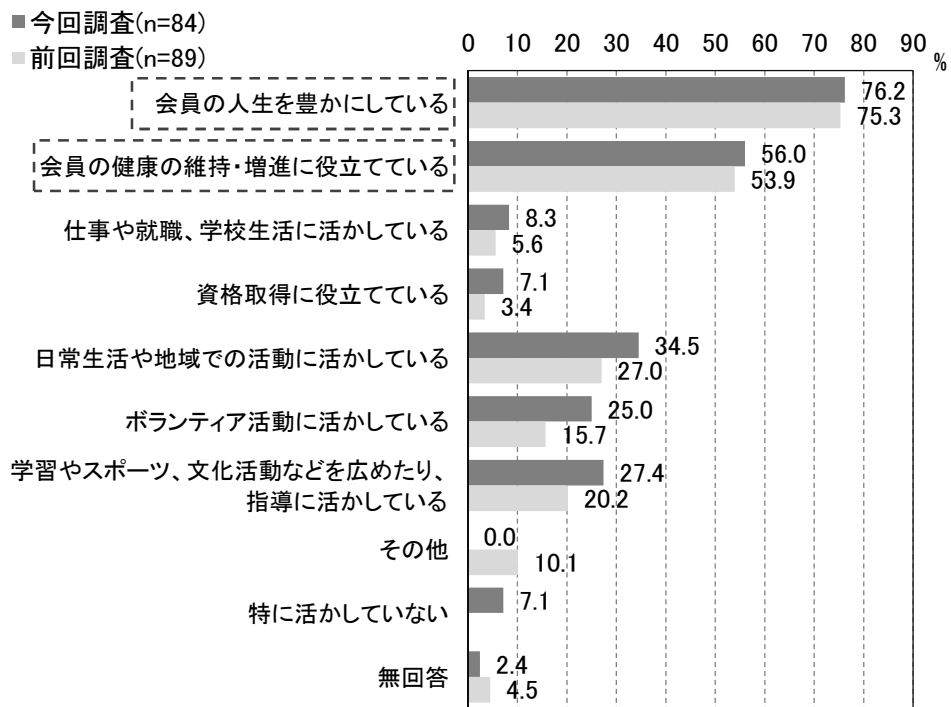
○知の循環型社会*の構築（市民の主体性の向上）について

社会から求められる生涯学習の役割として、学習した成果を地域社会や職業生活に活用・還元していくことがあげられます。そして、地域の中で新たに学習活動に取り組む人材が育成され、その人材が再び地域社会に成果を還元していく好循環を作り出すことが求められています。

市民意識調査の団体調査においても、活動の成果の活用状況については「会員の人生を豊かにしている」や「会員の健康の維持・増進に役立っている」といった自身の生活に役立っているとする回答が多く、仕事や地域社会に活かしている割合は、相対的に低くなっています。

今後は、この「学ぶ」「教える」の好循環が市民主体で円滑に機能していけるよう、市民の生涯学習活動を側面から支えることが必要です。

◆活動成果の活かし方（団体調査）



○学びの費用負担の考え方について

知の循環型社会*の構築に向けて、市民が自立した活動を運営していくためには、知識や技能の価値を考え、認め合っていく必要もあります。

地域懇談会では、「講座が無料の場合、参加者の（学びに対する）自覚を薄めてしまうこともあるので、ある程度の自己負担も必要では」との意見があげられています。自己負担が発生すると参加者数が減少するなどの意見もありますが、学ぶ者としての心構えや学びに対するモチベーション*を高めるために、「自己投資」としてある程度の負担を課すことを考える必要があります。



○働く世代や若い世代に対するアプローチ

本市は都心に近くアクセスしやすい環境にあることから、比較的若い世代が多く住んでいます。しかし、その背景として転入が1年間で約9,000人と多いこともあり、地域コミュニティの形成や多くの市民に愛着を持ってもらうことが大きな課題となります。

懇談会においても、そうした背景を受け、「転入者が地域に溶け込めるよう、朝霞市のことを知る講座の開催」といった意見があげられています。また、退職後の男性が地域に参加することに対するフォローも重要となりますが、退職後から地域に入ることは難しいという意見もあるため、ある程度若い段階から男性が地域に入っていける仕組みづくりが求められています。

さらに、若い世代が多いことは女性も同様となりますが、市民意識調査からは、子育て中の母親のマンパワーの有効活用や、子育て中に学習講座を受けやすくなるような環境整備を求める意見があげられており、女性の活躍に向けた生涯学習の役割が求められています。



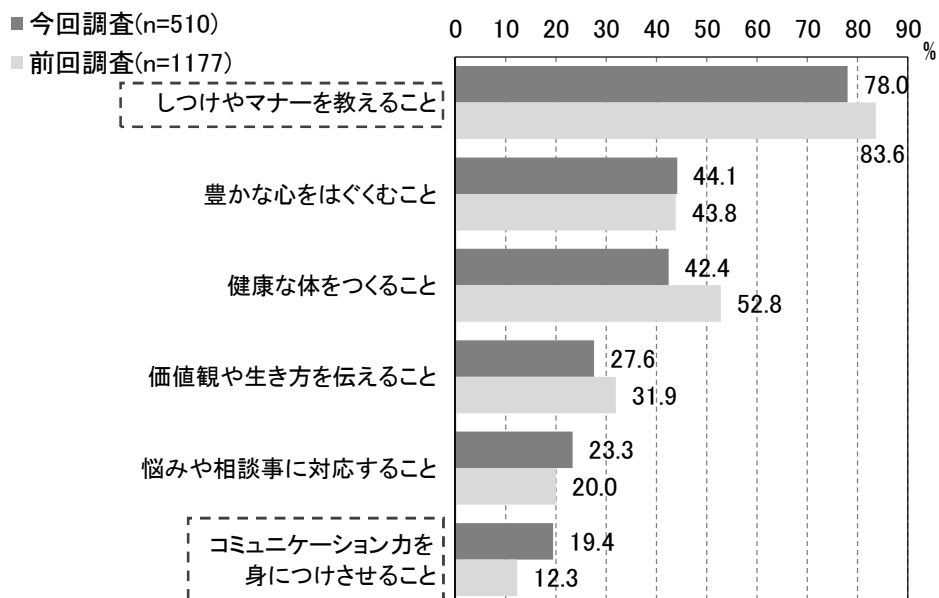
○家庭教育力（親の力）の向上

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが、家族の触れ合いを通して基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしています。親の学習や学習に対する姿勢は、子どもに影響を与えるものであり、保護者となる人に対して学習することの重要性を啓発し、家庭教育力の向上を図ることが重要といえます。

子の教育は親が第一義的な責任を持つものであり、尊重されなければなりません。子どもを育てることは未来の人材を育てる大切な営みであり、保護者の方々の頑張りに対し、地域や学校、行政、企業等も力を合わせ、社会全体で子育てや家庭教育を応援していくことが求められます。

市民意識調査では、子どもの教育における家庭の重要な役割として、「しつけやマナーを教えること」が80%近くで最多となっているほか、「コミュニケーション力を身につけさせること」が5年前の調査よりも回答が多くなっています。懇談会からは、インターネットの普及等の影響により親子間の会話が減っているという意見や、スマートフォンなどのSNS*に関する家庭でのルールづくりの必要性があげられました。このように家庭教育もまた社会や環境の変化に対応していく必要があり、保護者が的確に子どもの教育にあたるよう、サポートする仕組みが求められます。

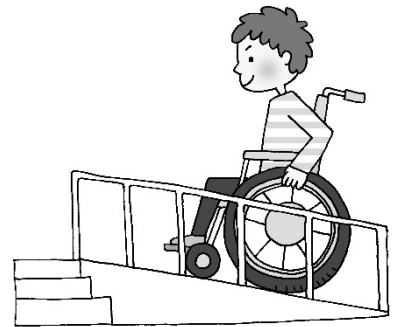
◆子どもの教育で家庭が担う役割で重要だと思うこと（一般調査）、上位6項目



○生涯学習施設の維持管理・バリアフリー*化

本市の生涯学習の拠点として、社会教育施設である公民館、図書館、博物館、体育施設のほか、市民センターや市民会館、産業文化センター、リサイクルプラザなどの施設が整備され、市民に活用されています。しかし、公民館や多くの体育施設では築年数が30年以上となり、老朽化が進んでいるものもあることから、利用者の安心・安全を確保するために、大規模な改修を計画的に行っていく必要があります。

また、市民意識調査や懇談会からは、「エレベーターが必要」、「防音設備が必要」といった意見があげられており、誰もが生涯学習施設として利用しやすいよう、バリアフリー*化の整備や、幅広い活動内容に対応できるスペースの整備が求められます。



○施設の予約方法の改善

市民が生涯学習活動を行うにあたっては場所の確保が重要となりますが、提供できるスペースには限りがあります。今後、市民の一層の生涯学習活動を推進させていくにあたっては、その限られたスペースを最大限に効率的に運用していくことが求められます。

市民意識調査や懇談会において、生涯学習活動の活動上の問題点として、「施設の予約がしづらい」といった意見が多くあがっており、施設に対する不満の大きな要因になっていると考えられます。そのため、生涯学習活動を行いやすくするためには、施設の予約方法について調査・研究を進め、限りあるスペースを最大限有効に活用するためのマネジメント機能の強化が求められます。

○地域コミュニティの核としての生涯学習（多世代交流）

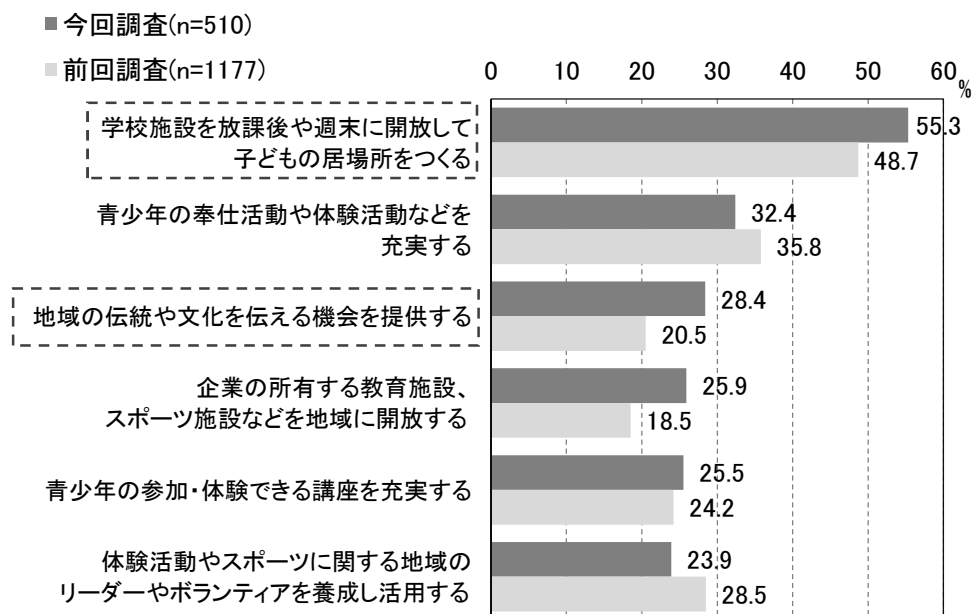
生涯学習のあり方としては、個々で学習する方法もありますが、多くは教える人、教わる人、学び合う人というように、人と人とのかかわりの中で学ぶことが多く、生涯学習の場は、必然的にコミュニティが形成されやすい場であるといえます。

また、生涯学習の理念の1つに「誰でも」とあるように、生涯学習に年齢や性別などの壁はなく、子どもから大人まで誰でもがともに学ぶことがポイントの1つとなっています。

市民意識調査では、地域の子どもに対する教育力を向上させるために必要なこととして「学校施設を放課後や週末に開放して子どもの居場所をつくる」が最も多く、「地域の伝統や文化を伝える機会を提供する」も5年前の調査よりも回答が多くなっており、子どもと地域の交流を深めること、地域の中に子どもの居場所をつくることにより、子どものコミュニケーション力を地域ではぐくむことが求められます。

高齢者においても、身近な場所において学習活動やスポーツ活動に参加することで地域のコミュニティに加わるなど、生涯学習を起点とした地域のコミュニティの形成が今後は一層求められます。

◆地域の教育力を向上させるために力を入れたらよいと思うこと（一般調査）、上位6項目



○民間企業等の力を活用した生涯学習の推進

市民意識調査では、今後希望する生涯学習の内容として外国語の習得や職業技術・資格の習得に関することが5年前の調査よりも回答が多くなっており、実用的な学習内容に対するニーズが高まっていることがうかがえます。

こうした分野については、既に民間の企業で講座を提供している場合も多く、また、本市には大学が立地しているという好条件にあることから、民間企業等の社会資源も有効に活用した生涯学習メニューの充実が求められます。

○情報提供・発信のあり方について

本市では数多くの生涯学習団体が活動していますが、懇談会からは、団体の活動内容についての情報が少ないという意見があげられています。活動団体からそのような意見があがるということは、現在活動に参加していない市民にはほとんど情報が行き届いていないことも大いに考えられます。

より多くの市民に生涯学習に取り組んでもらえるよう、また、既存の活動団体へ参加者が多く募るよう、各情報発信ツール、公共施設を存分に活用した情報発信が求められます。また、各活動団体に対しても、情報発信として活用できるツールや場所などを周知することにより、団体の円滑な運営をサポートすることが求められます。



1 計画の基本理念

一人一人が心豊かに
ともに学び 生きるまち あさか

本市ではこれまで、「一人ひとりが心豊かに ともに学び 生きるまち あさか」を生涯学習の基本理念として、その推進に取り組んできました。

この基本理念への思いとして、市民一人一人の学びは、個人だけのものではなく、大切な家族、友人、地域の人々へ広がるものであり、私たちはともに学び、ともに生きることで、すべての心が豊かになるよう、学習を推進していくというものです。

また、上位計画である朝霞市教育振興基本計画の基本方針の1つに「一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまちを目指します」を掲げ、次のように方針の内容を示しています。

人は、自ら学び、人に学び、学びを伝え、その教えを活かしながら豊かな社会をつくってきました。

市民一人一人の学びは、その人生を豊かにすると同時に、家族や友人、仲間そして地域へと広がり、地域での学びは、コミュニティづくりや異世代間の交流などへと展開していきます。そこには、ひとづくりによる元気なまちづくりの姿があります。

ここ朝霞に暮らす市民一人一人が心豊かな暮らしを送り、地域の中でともに学び、生きる、生涯学習社会の実現を目指します。

この誰もが心豊かになる生涯学習社会を築くことで、第5次朝霞市総合計画の将来像である「私が 暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現への力にもしたいと考えます。

そのため、本計画においても、「一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまち あさか」を基本理念として継承します。これは、構想の実現に向けて常に考え、心がけるべき基本的な考え方であり、この計画全体を貫く考え方となります。

2 計画の目標

基本理念を基に、朝霞市が生涯学習で目指す将来像として、次の3つの社会の実現を目標に掲げます。

2-1 いつでも、どこでも、誰でも学ぶことのできる生涯学習社会の実現

私たちにとって、学習がより身近な存在となり、気軽に学ぶことのできる環境づくりを進めていくことは、生涯学習を推進するにあたっての重要なテーマとなります。本市では、第1次計画から「いつでも、どこでも、誰もが学ぶことのできる生涯学習社会の実現」を目標に掲げており、朝霞市第5次総合計画の前期基本計画においても生涯学習社会の目指す姿を下記の通り定めていることから、本計画においても引き続き重要な目標として設定し、学習が市民の生活の中に自然と息づく社会の実現を目指します。

【生涯学習の目指す姿】(第5次朝霞市総合計画)

市民の学習ニーズに応えた学習、文化活動など、学習情報の提供や活動が充実され、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」が学べるまちを目指します。

2-2 人と人をつなぐ生涯学習社会の実現(コミュニティの形成)

生涯学習は、一人一人の市民が主体的に学ぶようになることが大きな目的となりますが、そのプロセスで人と出会い、つながり、コミュニティに加わることも、学習の成果と同じくらい重要な成果といえます。

新たに市に転入してきた人、子育て中の人、定年退職した人など、まだ地域の集まりに参加できていない人や近所付き合いから疎遠になってしまいそうな人たちも、生涯学習を通じて地域との交流を深め、つながりを維持し、地域の人たちとともに生きる生涯学習のまちづくりを目指します。

2-3 知の循環型社会*の実現(知の実行・継承)

生涯学習で学んだ成果は、学習した者の中で完結するのではなく、周囲の人に教えたり、地域づくりに役立てたりすることによって、知が継承され、結果として朝霞市としての「知」の総和が向上し、力ある市民の育成が図られていくことにつながります。

また、そうした環境に接している子どもや大人たちも、学習に対しての積極的な姿勢を身につけ、主体的な市民へと育つことが期待できます。そのため、学習している人に対しての指導者としての育成支援や地域づくりにつながる講座の拡充など、学習の成果を地域に還元できる仕組みの構築を目指します。

3 生涯学習を進める上での基本方針

本計画の目標を達成するために次の3つの方針にしたがって、施策を展開していきます。

3-1 市民の主体性の尊重と協働*による役割分担

「学習する」という行為は、学習者の自発的な意思に基づいて行うことが基本となります。そのため、行政は、市民の主体的な学習行為には最大限に尊重するとともに、そうした気持ちが芽生えるようにサポートしていくことが求められます。

本計画の推進にあたっては、市は、主体的に学習に取り組む市民が主役であると捉え、市民参画も得ながら、社会や市民のニーズに応じた学習と学習環境の整備に努め、市民の学びの支援を行っていきます。

3-2 ライフスタイル・ライフステージに応じた学習機会の提供

学びたい内容、学びたい場所、学びたい時間といった、学習にあたっての条件は人によって様々であり、市民のライフスタイル・ライフステージに応じ、多様な学習機会を提供していくことが求められます。

定年退職を控えた世代、高齢期を迎えた世代、働く世代、子育て世代、青年期の若者や子ども、女性や男性、障害のある人など、学習者である市民の現状と課題点を見極め、充実した人生に役立つ学習機会の提供に努めます。

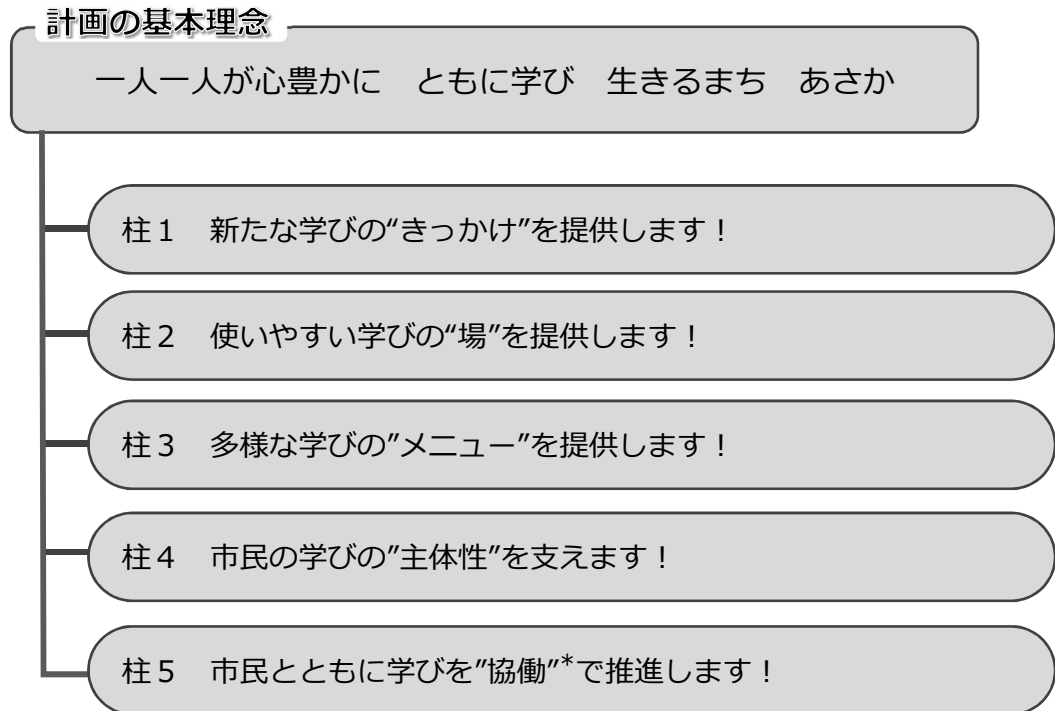
3-3 地域づくり・まちづくり・ひとづくりとしての学習機会の提供

近年の生涯学習に求められる役割としては、個々人の自己実現の達成だけでなく、学習の成果を地域の課題解決に活かすこと、まちづくりに活かすこと、また、そのための人材を育てることに期待が寄せられており、学習の成果をどのように実践につなげるか、目的を持った生涯学習活動が求められます。

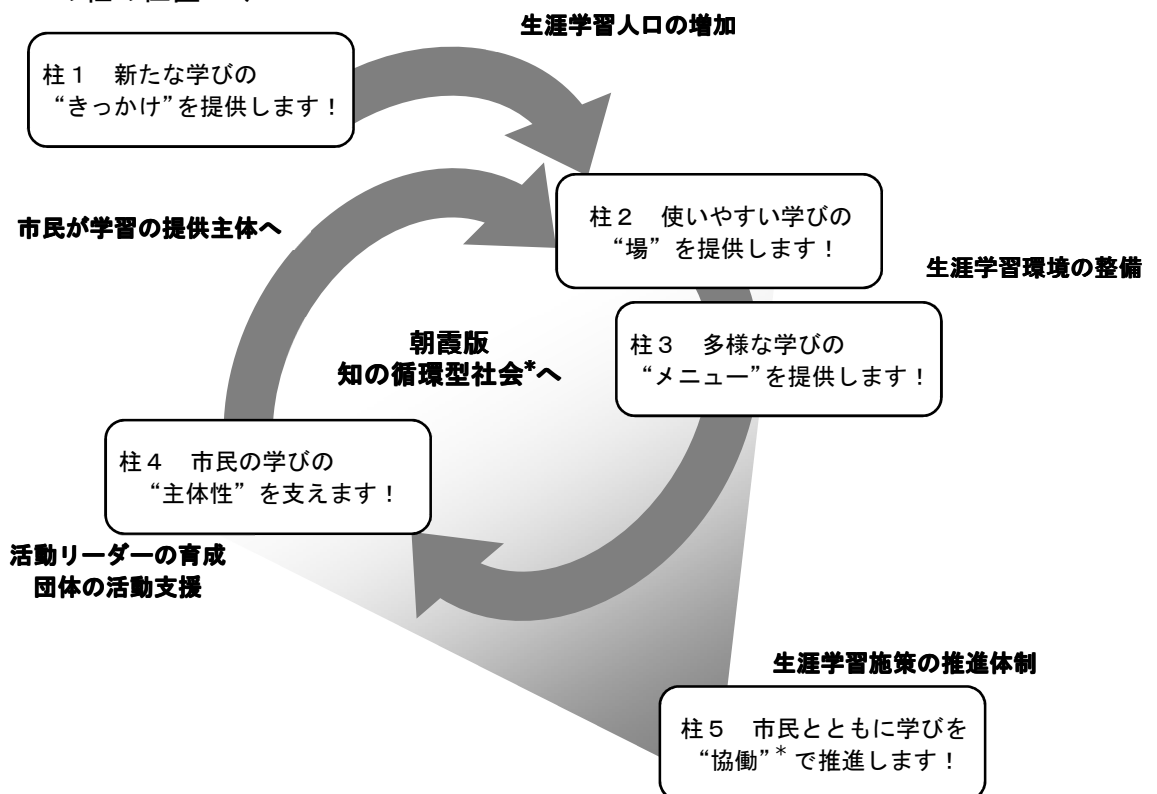
そのため、これからの生涯学習の推進にあたっては、地域課題に応じてどのような学習が必要であるかの視点、及び、現在市民が取り組んでいる多様な生涯学習活動が地域づくりにどのように活用できるかという視点を持って取り組むことで、市民の力が存分に発揮される活力ある朝霞の実現に努めます。

4 施策の柱

基本理念の実現に向けて、本市における知の循環型生涯学習施策を計画的に推進していくために次の5つの柱を定めます。



●●5つの柱の位置づけ



5 施策を推進する際の3つのポイント

本計画では、基本理念の実現に向けて、知の循環型の生涯学習施策を計画的に推進していくために3つの「循環」にポイントを置きました。施策を立案・推進する際には、このポイントに留意して進めていきます。

ポイント1 「世代」の循環 ～家族の絆、世代間の絆を深める～

本市では、都心に近く子育て世代の転入が多い一方で、団塊の世代を中心とする高齢者層の人口も多くなっています。転入してくる子育て世代については、核家族世帯であることが多く、こうした核家族の場合、3世代家族に比べ、世代間での交流や、祖父母の世代から子育てや生き方についての知恵を受け継ぐ機会が少ないといえます。そのため、若い家族層と高齢者が積極的に交流の場を持ち、働きながら子育てしやすい環境づくりに努める必要があります。

また、近年は、親子間でのコミュニケーションの減少や、家族機能の低下が危惧されている背景もあることから、親子で共通の学習体験ができる機会を提供するなど、家族の絆を深めるための学習機会の提供に努めます。

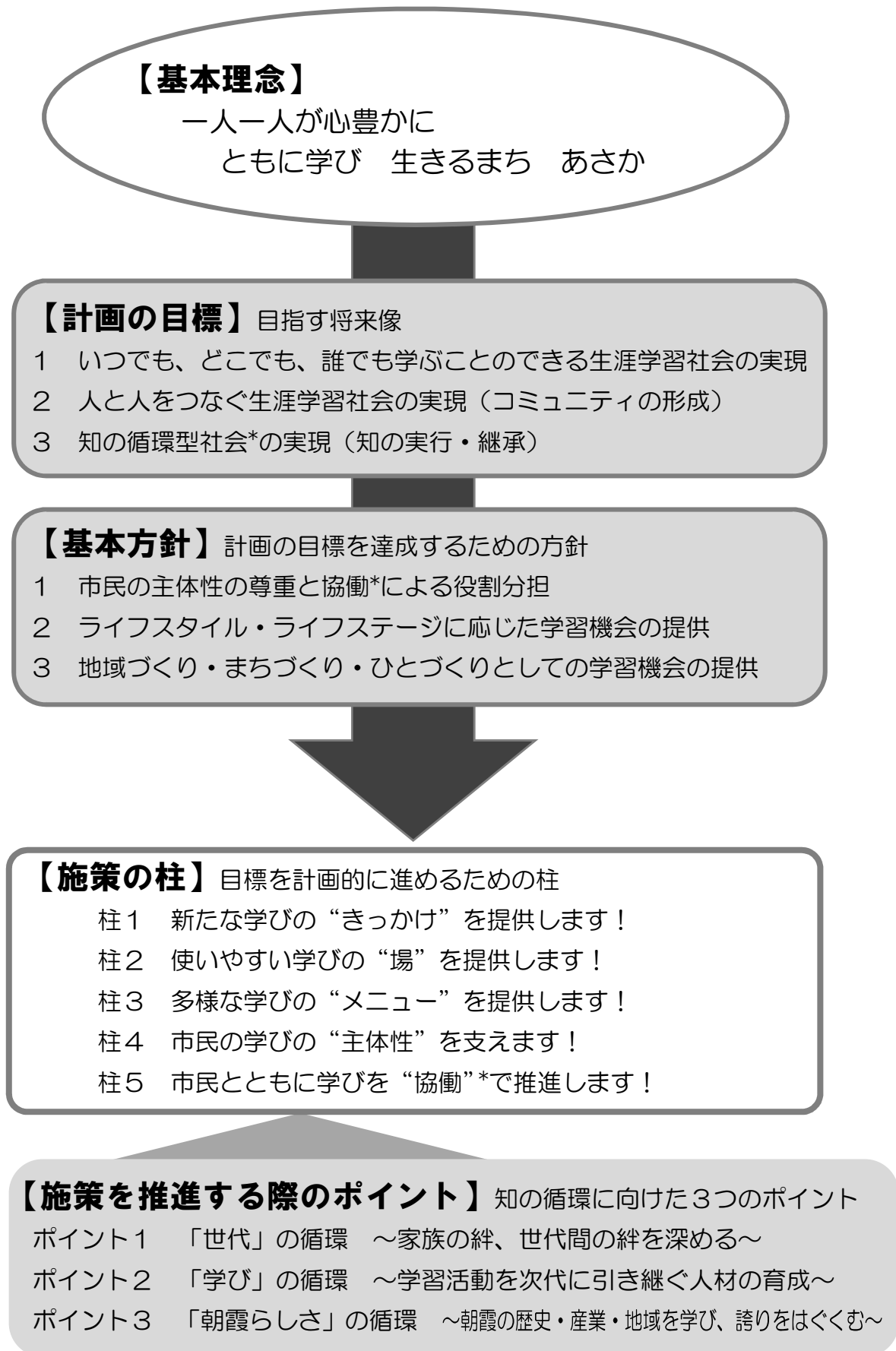
ポイント2 「学び」の循環 ～学習活動を次代に引き継ぐ人材の育成～

学習活動は主体的に行われることが基本となります。本市においては、多様な学習団体が活発に活動する土壌が整ってきています。今後は、市民の学習活動の主体性をさらに向上させるための仕組みを構築するとともに、学習活動を担う人材の育成に力を入れ、市民が学び・教え合いながら学習した成果を地域に還元し、市民主体の活動が今後も持続的に行われる環境づくりに取り組みます。

ポイント3 「朝霞らしさ」の循環 ～朝霞の歴史・産業・地域を学び、誇りをはぐくむ～

生涯学習は、学ぶだけでなく、実践することも重要であり、近年では、生涯学習とまちづくりは密接な関係にあるといわれています。個人が学習したことで得られる様々な経験や知識などの「知」が社会の中で「循環」し、それがさらなる「創造」を生み出すことにより、社会全体が発展していく持続可能なシステムが構築される必要があります。そのため、今後の生涯学習の展開にあたっては、地域における歴史や文化の伝承や、郷土愛の醸成、産業振興、地域コミュニティの活性化など、まちづくりの課題解決に向けた視点を持ち、人材の育成に取り組むなど、持続可能な社会の構築を目指します。

6 基本構想の全体像



7 達成指標の設定

本計画では朝霞版の知の循環型社会*を構築することにより、学びを地域に広げていくことが大きな目標となります。

そのため、数値目標を設定することにより、PDCAサイクル*の考え方に基づき本計画の進捗・達成状況を検証し、その結果を計画の見直しや取り組みなどに反映していくこととします。

本計画策定のために実施した市民意識調査では、生涯学習とは「一人ひとりが個性や能力を発揮し、生きがいのある充実した生活を送るため、生涯を通じて行う学習のことをいいます。その範囲は、家庭教育、学校教育、社会教育、職場での学習などから、スポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動など幅広く、様々な分野に及びます。」と定義しています。その上で、主な生涯学習活動を例示した下記のような設問をし、続いて「あなたは、この1年間くらいの中に、「生涯学習活動」（学生の場合、学校での授業は除きますが、学校の部活動やサークル活動は含まれます。）を行いましたか」というアンケートをとりました。

問 あなたは、生涯学習という言葉から、どのようなイメージを持ちますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 幼児期から高齢期まで、生涯を通じて学ぶこと
- 2 趣味・教養を高めること
- 3 職業上必要な知識・技能を身に付けること
- 4 高齢者の生きがいづくり
- 5 生活を楽しみ、心を豊かにする活動をする
- 6 健康・体力づくりをする
- 7 公民館など、公の機関での講座や教室における学習活動
- 8 カルチャーセンターやスポーツクラブなど、民間の提供する講座や教室における学習活動
- 9 学校における学習活動
- 10 その他 ()
- 11 わからない

その結果、「行っている」と回答したのは、36.3%というものでした。

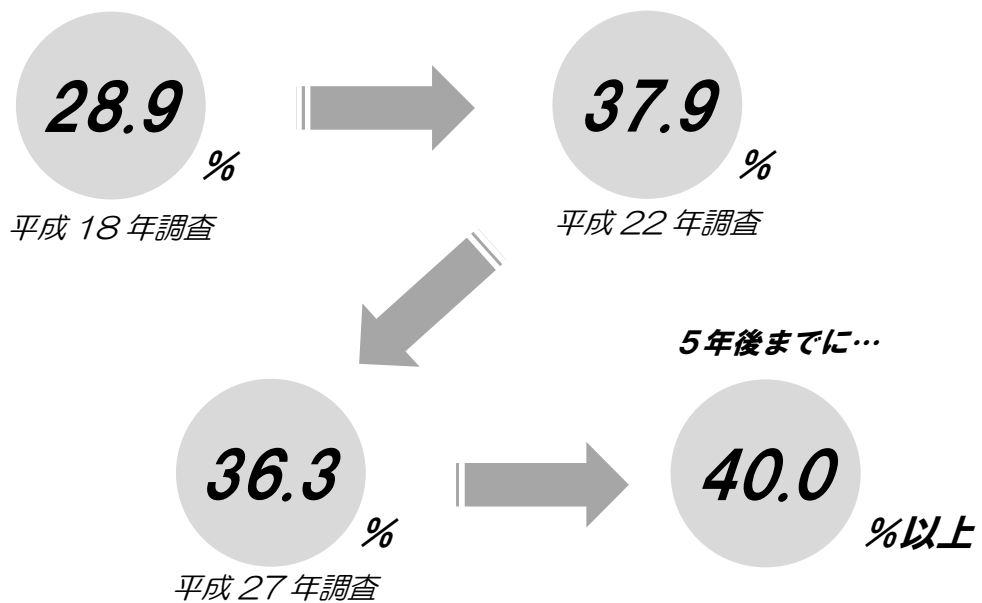
第2次朝霞市生涯学習基本計画と後期基本計画を策定する際の平成18年と平成22年にも同様のアンケートを行っていますが、平成18年調査では28.9%、平成22年度調査では37.9%と、生涯学習活動が進展していました。

しかしながら、今回の平成27年調査では1.6ポイント低下している結果になりました。

こうしたことから、本計画では、生涯学習の推進状況を測る指標を「1年間に「生涯学習活動」を行った市民の割合」と設定し、5年後には、その割合を40%以上に向上させることを達成指標と定めます。

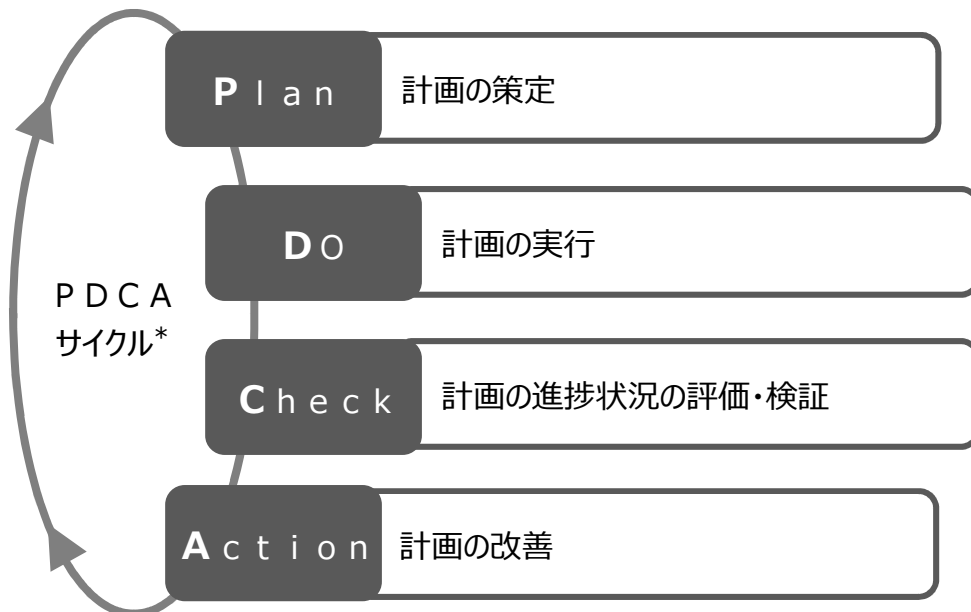
●●本計画の達成指標

1年間に「生涯学習活動」を行った市民の割合※



※朝霞市生涯学習計画策定のための市民意識調査より。

●●PDCAサイクル*イメージ





中央公民館

第4章 基本計画

施策の体系【体系図】

大柱	小柱	主な取組
1	新たな学びの“きっかけ”を提供します！	
	(1) 生涯学習情報の充実	1) 生涯学習情報の発信
	(2) 相談体制の充実	1) 学習相談の充実
	(3) 生涯学習のきっかけづくり	1) 生涯学習をはじめたい人への支援
2	使いやすい学びの“場”を提供します！	
	(1) 生涯学習推進拠点の充実	1) 公民館の充実
		2) 図書館の充実
		3) 博物館の充実
		4) スポーツ施設の充実
		5) 学校施設の活用
		6) その他の公共施設の活用
	(2) 学びの場を広げる	1) 民間施設との連携
3	多様な学びの“メニュー”を提供します！	
	(1) とともに生きる社会づくりに 向けた学び	1) 共生社会に向けた教育の支援
		2) 国際理解に向けた学習の支援
		3) 安心・安全な暮らしと環境を守る学習活動の推進
		4) 朝霞の緑を守る環境学習の推進
	(2) 健やかで心豊かな人生のため の学び	1) 生涯スポーツ活動・健康づくりの推進
		2) 芸術と文化の香りあふれるまちづくりに向けた学習の支援
	(3) ライフステージに応じた学 び	1) 家庭教育の充実
		2) 青少年の育成
		3) 高齢社会に対応した学習活動の推進
		4) 多世代にわたる交流・学習機会の提供
		5) 学校教育と社会教育の連携
		6) キャリアアップやスキルアップに関する学習の支援
4	市民の学びの“主体性”を支えます！	
	(1) 学習活動の評価	1) 学習活動の成果の発表とその機会の充実
	(2) 人材・団体の育成	1) 指導者の育成
		2) 市民主体の学習を支援
5	市民とともに学びを“協働”*で推進します！	
	(1) 生涯学習推進体制の充実	1) 推進体制の充実
		2) 実施計画の策定

施策の体系

1 新たな学びの“きっかけ”を提供します！

市民の一人一人が生涯学習の重要性を認識し、それぞれのニーズに即した学習活動に取り組むよう、生涯学習の意義や必要性についての啓発を行います。

また、生涯学習をはじめたいと感じた市民が、円滑に行動に移せるよう、市民が触れやすい形での情報発信を展開していきます。

さらに、生涯学習に関する相談体制の充実を図り、個人が学習を進める上での相談や、団体活動を活発化させたいといった市民の相談に対応します。

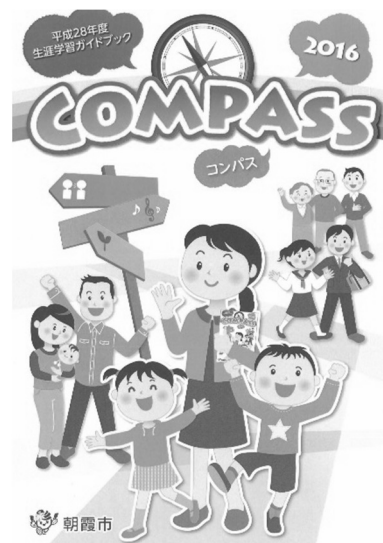
(1) 生涯学習情報の充実

【主な取組】

1) 生涯学習情報の発信

誰もが生涯学習・生涯スポーツ等に関する情報を容易に入手することができるよう、生涯学習ガイドブックの発行を行うとともに、市ホームページや掲示板等の媒体を最大限に活用し、また、合理的配慮も心がけた情報発信に取り組めます。

また、子どもの頃から生涯学習の考え方や学習習慣に慣れ親しめるよう、学校教育を通じた生涯学習の教育を普及します。



生涯学習ガイドブック「COMPASS (コンパス)」*
(画像は平成 28 年度の表紙)

(2) 相談体制の充実

【主な取組】

1) 学習相談の充実

生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、生涯学習・スポーツ課をはじめ、公民館、図書館、博物館など生涯学習関連施設等との連携を図り、学習相談体制の充実に努めます。



(3) 生涯学習のきっかけづくり

【主な取組】

1) 生涯学習をはじめたい人への支援

市民が生涯学習の重要性や人生にもたらす豊かさ、充実感に気づき、生涯学習を身近に感じ、生涯学習活動に取り組むきっかけへとつながるよう、各種の講座や教室、イベントの開催や充実に努めます。



生涯学習体験教室「親子いけばな教室」

2 使いやすい学びの“場”を提供します！

本市の生涯学習の拠点となる公民館、図書館、博物館、スポーツ施設や学校施設等がより多くの市民に利用されるよう施設利用の効率化を図り、市民の意見を踏まえた行事の開催、運営を行っていきます。さらに、民間企業や大学機関などとも連携し、社会資源を最大限に活用した学習の提供体制づくりに取り組みます。

また、生涯学習の拠点となる施設の多くが経年による劣化、老朽化を迎え、更新や改修の必要性が高まっていることから、計画的に管理、改修を進め、改修にあたっては、すべての人が安全に、安心して、快適に利用しやすいようユニバーサルデザイン*に配慮した施設づくりを進めます。

(1) 生涯学習推進拠点の充実

【主な取組】

1) 公民館の充実

生涯学習の拠点として公民館がより有効に利用されるよう、利用者のニーズも踏まえながら、社会教育に関する相談や講座の実施を企画します。また、施設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、誰もが快適に利用できる運営に努めます。

2) 図書館の充実

利用者のニーズの把握に努め、資料を収集・保存するとともに、誰もが利用しやすく、使いやすく、訪れたい施設として機能するよう図書館サービスの充実に努めます。また、施設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、誰もが快適に利用できる運営に努めます。



図書館内

3) 博物館の充実

市の歴史や文化を学び、郷土に対する愛着を深めてもらえるよう、魅力ある展示や企画を行うとともに、文化財の適切な保存に努めます。また、施設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、誰もが快適に利用できる運営に努めます。



博物館企画展

4) スポーツ施設の充実

市民が健康でいつでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境を提供し、また、施設の適切な管理と計画的な改修を進め、生涯スポーツの拠点となる施設の充実した運営に努めます。

5) 学校施設の活用

小・中学校の体育施設・グラウンドなど、学校の持つ施設や教育機能の地域への還元を進め、市民に対して身近な場所で生涯学習・生涯スポーツに取り組める環境を提供します。

6) その他の公共施設の活用

社会教育施設やスポーツ施設のほか、市民会館、市民センター（8か所）、老人福祉センター（2か所）、児童館（5か所）、健康増進センター（わくわくどーむ）、総合福祉センター（はあとぴあ）、産業文化センター、リサイクルプラザなどの施設、また、公園や朝霞の豊かな自然を活かした遊歩道などにおいても、市民の学習活動などの促進や、施設・設備の充実を図るとともに、魅力ある事業の実施に努めます。

(2) 学びの場を広げる

【主な取組】

1) 民間施設との連携

民間の企業や教育機関の所有する学習・スポーツ施設や、指導のノウハウなどの提供や協力、活用を図り、生涯学習の推進に向けて連携を深めます。

3 多様な学びの“メニュー”を提供します！

これからのまちづくり、これからの人材を育てるにあたっては、一人一人が異なる価値観や考えを持ち、その多様性を認めながらともに社会の一員として生きていく「共生社会」の考え方が重要となります。そのため、これからの国際化や共生社会に対応できる人材を育成するため、人権教育、男女平等、障害者理解、平和教育や国際理解に関する学習の場を提供します。

また、ライフステージや生活課題に応じた学習機会の提供や生涯学習啓発を進めます。特に、今後本格的に進行する高齢社会に備え、高齢者が生きがいを持ち、地域の中で役割を持って暮らすことができる学習機会を提供します。

さらに、都心に近く比較的若い世代が集まる環境を活かし、若い人たちが安心して、本市での生活を楽しむことができるよう、若い世代に向けた学習機会や多世代交流の場を提供していきます。

(1) とともに生きる社会づくりに向けた学び

【主な取組】

1) 共生社会に向けた教育の支援

共生社会の実現に向け、男女平等や障害者理解など、人権尊重の意識を高めるための教育機会を提供します。



市民人権研修会

2) 国際理解に向けた学習の支援

国際化や文化の多様性に応じた学習機会や環境を進展し、国際化が進む社会に対応できる人材を育てるため、また、ともに暮らす外国人を受け入れ、互いの理解を深めるための学習支援を行います。

3) 安心・安全なくらしと環境を守る学習活動の推進

地震や風水害などの自然災害から、市民が自らの安全を確保するため、防災及び被災時の対応に関する知識や意識の普及・啓発を行います。

また、市民が犯罪や事故に巻き込まれることなく安心して暮らせるよう、防犯・交通安全に対する学習を支援します。



交通安全

4) 朝霞の緑を守る環境学習の推進

黒目川や新河岸川などの河川と田園などに残る武蔵野の面影を残した風景は、本市の魅力の一つとなっています。今後も関係機関や生涯学習団体・サークルなどと連携を図りながら、市内に残された自然環境や農地などとの共生や、市街地の緑化など自然の回復に関する学習活動を支援します。



環境学習

(2) 健やかで心豊かな人生のための学び

【主な取組】

1) 生涯スポーツ活動・健康づくりの推進

市民のスポーツ活動の推進を図るため、市民体育祭をはじめとした各種スポーツ事業の充実を図るとともに、体育協会などによる活動をはじめ、各種スポーツの活動を支援します。また、運動競技としてのスポーツのほか、健康づくりの観点からもスポーツを捉え、関係各所と連携を図るなどし、健康づくりに対する意識を高めるための学習を提供します。



市民体育祭

なお、朝霞市は平成 29 年 1 月に「健康づくり・スポーツ都市」を宣言しました。この宣言を契機に、より一層健康づくりと生涯スポーツの推進に努めます。

朝霞市健康づくり・スポーツ都市宣言のまち

私たち朝霞市民は、市民一人一人が生涯にわたり、健康に関する意識を高め、スポーツに親しみ、地域のふれあいをおし、明るく元気なまち「あさか」の実現を目指し、次の目標を掲げ、「健康づくり・スポーツ都市」を推進します。

- 1 健康づくりに心がけ、毎日を明るく楽しくいきいきと過ごします。
- 2 適度に体を動かし、バランスのとれた食生活を送ります。
- 3 スポーツをおし、健康で豊かな心と体をつくります。
- 4 健康づくりとスポーツをおし、地域の絆を深め、ふれあいの輪を広げます。

2) 芸術と文化の香りあふれるまちづくりに向けた学習の支援

市民の連帯感や郷土愛の醸成や街に対する誇りを感じられるよう、芸術・文化に関するイベントや地域固有の歴史や文化を学び・感じることでできるイベントを実施し、市民が誇れる地域文化を積極的に発信し、より豊かな文化の創造に努めます。



陶芸教室

(3) ライフステージに応じた学び

【主な取組】

1) 家庭教育の充実

家庭教育は、すべての教育の源であり、子どもに対する未来への贈り物として、親や保護者だけではなく地域や社会で応援する必要があります。子どもの教育について第一義的な責任があるのは親や保護者であり、尊重されなければなりません。子育てに悩みすぎずに家庭教育の役目を果たすことができるよう、家庭教育について学ぶ機会や、同じ保護者同士が交流したり、情報交換をしたり、悩みを相談し合える機会を提供します。

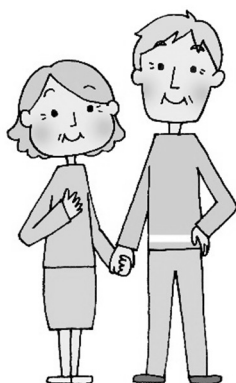


2) 青少年の育成

子どもが大人に成長する過程において、一步一步、社会について学び、また自分の意見を主張できるようになるため、地域の大人との交流や社会体験などの機会を充実します。

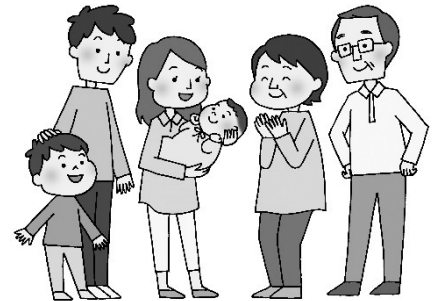
3) 高齢社会に対応した学習活動の推進

いくつになっても学ぶ幸せを持ち、高齢者が長く健康に暮らし続けられるよう、健康増進や介護予防活動を推進します。また、自ら有する知識や経験を社会に還元しつつ、より良い社会をつくる主役として生きがいのある生活を送れるよう、地域の中における交流の機会や役割の創出に努め、心身ともに健康で魅力ある「幸齢者*」として、いくつになっても生きがいを持って充実した人生を過ごすことができる「幸齢社会*」を目指した学習を進めます。



4) 多世代にわたる交流・学習機会の提供

家族機能の低下や核家族化の進行が指摘される昨今において、親子間の交流や多世代交流は、子どもにとっては情操教育にプラスになるだけでなく、地域とのつながりを生み、人生の先達の生きた知恵を教えてもらう機会となり、高齢者にとっては生きがいになるなど、誰にとってもメリットがあると考えられます。本市においても、若い子育て世帯が地域とのつながりの中で充実した生活を送ることができるよう、多世代にわたる交流機会を提供していきます。

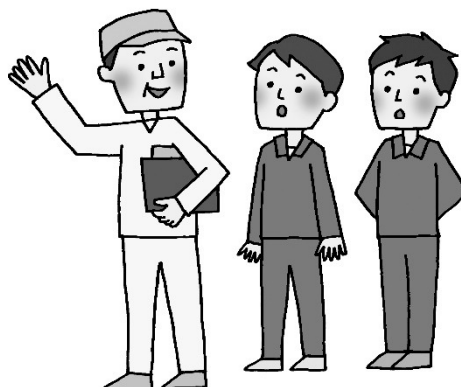


5) 学校教育と社会教育の連携

学校教育と社会教育の連携により学習機会の充実を図るため、学校における教育資源の活用や学校施設の開放、また、各社会教育施設や地域の特性を活かした資源やノウハウを学校へ提供するなどにより、学校と地域、学校教育と社会教育の連携機会の充実を図ります。

6) キャリアアップやスキルアップに関する学習の支援

就労を希望する人や、妊娠・出産により仕事を辞めた方のキャリアが不利にならないよう、資格取得支援や企業・創業に役立つセミナーの実施、相談体制の充実により、スキルアップを支援します。また、学校と地域社会が連携して行う職場体験や様々な職業の方の話をうかがう機会を設けることで、生徒の職業観を育てるキャリア教育を進めます。



4 市民の学びの“主体性”を支えます！

学習は本人の自主性に基づいて行うものであり、生涯学習活動も市民の主体性を尊重することが大切であると考えます。

その上で、市民の学習意欲を高めるためには、学習活動の成果が適切に評価され、活かすことができる社会であることも大切だと考えます。

そのため、学習成果を発表する機会や仲間作りの場の充実を図り、これから活動に取り組みたいという気持ちのある市民を、活動のリーダーやサポーターとして育成することで、主体的な生涯学習活動が今後も継続的に行われる仕組みづくりに取り組みます。

また、すでに活動に取り組んでいる学習団体が情報交換や活動の幅を広げられるよう、各団体の情報や交流会などの場の提供など、団体の運営支援を行います。

(1) 学習活動の評価

【主な取組】

1) 学習活動の成果の発表とその機会の充実

学習意欲を一層高めるためには、学習の成果が適切に評価されることも大切です。そのため、文化祭や公民館まつりなど、市民の学習成果の発表や、交流の機会と場の充実を図り、学びの循環を進めていきます。



文化祭

(2) 人材・団体の育成

【主な取組】

1) 指導者の育成

知の循環型社会*の構築を目指すにあたっては、生涯学習に主体的に取り組む市民をはぐくみ、その活動から新たな人材が生まれ、また活動が引き継がれていくといったサイクルを定着させることが重要です。そのため、これからの活動を担うリーダーやサポーターとなる人材を育成していきます。

2) 市民主体の学習を支援

市民の主体的な生涯学習活動が持続的に続けられるよう、活動内容について指導やサポートを行う人材の紹介を行うほか、団体同士での情報交換や相互に相談することができるよう、交流の場を設けるなど、活動のサポートを行います。



5 市民とともに学びを“協働”^{*}で推進します！

本市の生涯学習が効果的に推進するよう、市・企業・教育機関・NPO^{*}・ボランティア団体・市民等の多様な主体の参画や手法による生涯学習活動を検討、展開していきます。

また、生涯学習を推進するため、本計画の評価にあたっては、社会教育委員会議など有識者や市民の参画を得て行います。

(1) 生涯学習推進体制の充実

【主な取組】

1) 推進体制の充実

生涯学習に関する全庁的な連携・調整機関である朝霞市生涯学習推進会議を活用し、生涯学習の総合的な推進を図ります。

また、実務者レベルの朝霞市生涯学習推進庁内連絡会議を活用し、様々な場面における生涯学習関連事業の推進を図るとともに、本計画の進捗管理を行います。

このほか、有識者や市民参画による社会教育委員会議において市民の意見聴取や進捗評価の報告などを行います。

2) 実施計画の策定

本計画に基づき、市の生涯学習関連事業を体系的に網羅し、生涯学習の推進の効果を明確に把握するため、数値目標を設定した実施計画を策定します。



©彩夏祭

彩夏祭シンボルキャラクター「彩夏ちゃん」

資料編

1 計画策定の経過

年次	月 日	内 容
平成 27 年度	7 月 1 日	第 1 回社会教育委員会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画 策定スケジュールについて
	10 月 22 日	第 2 回生涯学習推進会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画策定における進捗状況について ○第 3 次朝霞市生涯学習計画策定に係る市民アンケート調査（案）について ○第 3 次朝霞市生涯学習計画策定に係る今後のスケジュールについて
	11 月 5 日	第 2 回社会教育委員会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画策定に係る市民アンケート調査（案）について ○第 3 次朝霞市生涯学習計画策定に係る今後のスケジュールについて
	11 月 21 日 ） 12 月 4 日	市民意識調査実施 （一般／生涯学習団体／事業所／小中学生）
	11 月 28 日	市民懇談会（地域懇談会）実施
	1 月 28 日	市民懇談会（団体懇談会 1 回目）実施
	2 月 4 日	市民懇談会（団体懇談会 2 回目）実施
	3 月 23 日	第 3 回生涯学習推進会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画策定に係る市民アンケート調査実施結果及び市民懇談会について ○第 3 次朝霞市生涯学習計画策定に係る今後のスケジュールについて
	3 月 30 日	第 3 回社会教育委員会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画策定に係る市民アンケート調査実施結果及び市民懇談会について ○第 3 次朝霞市生涯学習計画策定に係る今後のスケジュールについて
	平成 28 年度	5 月 31 日
6 月 7 日		第 1 回社会教育委員会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画【案】について
8 月 9 日		第 2 回生涯学習推進会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画【素案】について
8 月 23 日		第 2 回社会教育委員会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画【素案】について ○第 3 次朝霞市生涯学習計画 指標について
10 月 26 日		第 3 回社会教育委員会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画【素案】について
11 月 15 日 ） 12 月 15 日		パブリックコメントの実施
1 月 24 日		第 4 回社会教育委員会議 ○第 3 次朝霞市生涯学習計画【案】について

2 パブリックコメントの結果と対応方針

(1) パブリックコメントの実施概要

第3次朝霞市生涯学習計画（素案）に関するパブリックコメントを以下のとおり実施しました。

①内容	第3次朝霞市生涯学習計画（素案）に対して、市民の皆様からのご意見をうかがうため、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。
②意見募集期間	平成28年11月15日（火曜）～平成28年12月15日（木曜）
③意見提出対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所を有する個人及び法人、この計画に利害関係を有する方
④公表資料	第3次朝霞市生涯学習計画（素案）
⑤提出意見数	3人 10件

(2) 庁内パブリックコメントの実施概要

第3次朝霞市生涯学習計画（素案）に関する庁内パブリックコメントを以下のとおり実施しました。

①内容	第3次朝霞市生涯学習計画（素案）に対して、職員からの意見をうかがうため、庁内パブリックコメントを実施しました。
②意見募集期間	平成28年11月15日（火曜）～平成28年12月15日（木曜）
③意見提出対象者	職員
④公表資料	第3次朝霞市生涯学習計画（素案）
⑤提出意見数	1人 9件

(3) パブリックコメントに対する対応方針

ご意見の内容を整理検討した結果、計画（素案）を一部修正しました。計画（案）へと反映されなかったご意見についても、今後の参考意見として十分に踏まえながら、計画の実施を進めてまいります。

3 朝霞市社会教育委員会議規則

平成16年4月16日教育委員会規則第5号

改正

平成26年2月25日教育委員会規則第2号

朝霞市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝霞市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、朝霞市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、生涯学習部生涯学習・スポーツ課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

4 朝霞市社会教育委員会議委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	高 田 雅 志	朝霞第五小学校校長
2	井 上 典 子	朝霞第三中学校校長
3	内 藤 史 朗	県立朝霞西高等学校校長
4	藤 田 良 子	文化協会副会長
5	高 橋 茂 夫	体育協会理事長
6	◎ 金 子 幸 男	青少年育成市民会議副会長
7	長 島 和 代	図書館利用者
8	○ 渡 邊 俊 夫	子ども会連合会会長
9	志 摩 範 夫	人権教育推進協議会会長
10	鈴 木 明 子	P T A連合会会長
※	糸魚川 友 宏	P T A連合会会長
11	坂 口 正 治	東洋大学教授
12	木 村 啓 子	尚美学園大学教授
13	小 島 真知子	元社会教育指導員
14	黒 川 滋	市議会議員
※	獅子倉 千代子	市議会議員
15	近 藤 勲	公募市民

◎は議長、○は副議長。敬称略。

※10番の鈴木委員は、役員任期満了により糸魚川委員と交代

※14番の黒川委員は、朝霞市議会議員選挙により獅子倉委員と交代

5 朝霞市生涯学習推進会議設置要綱

平成7年5月1日要綱

改正

平成11年 4月 1日

平成17年 8月18日

平成19年 4月 1日

平成22年 1月 1日

平成23年 5月 1日

平成24年12月 1日

平成26年 4月 1日

朝霞市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 朝霞市における生涯学習を総合的かつ効果的に推進するため、朝霞市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進に関する基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習推進施策に係る総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、生涯学習部長をもって充てる。
- 3 副議長は、学校教育部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進会議)

第4条 議長は、推進会議を招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を説明員又は参考人として会議に出席させることができる。

(生涯学習推進庁内連絡会)

第5条 推進会議に朝霞市生涯学習推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- 2 連絡会は、生涯学習に関する事業を実施する部課の職員をもって構成する。
- 3 連絡会は、生涯学習事業を効果的に実施するための庁内関係部課室（館）相互の連絡調整を図り、必要な事項について検討を行う。
- 4 連絡会に委員長及び副委員長を置く。

- 5 委員長は議長をもって、副委員長は生涯学習・スポーツ課長をもって充てる。
- 6 連絡会は、委員長が招集し、主宰する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 連絡会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会に連絡会委員以外の者を説明員又は参考人として連絡会に出席させることができる。

第6条 削除

(事務局)

第7条 推進会議、連絡会に関する庶務は、生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月18日）

この要綱は、平成17年8月18日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月1日）

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年5月1日）

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年12月1日）

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

生涯学習推進会議

役 職	職 名	選出方法
議 長 副議長	生涯学習部長 学校教育部長	
委 員	市長公室職員 総務部職員（危機管理室を含む） 市民環境部職員 福祉部職員 健康づくり部職員 都市建設部職員	各部等の次長級又は課長級の職員のうちから、当該部長等が推薦するもの1人
	教育指導課長 文化財課長 中央公民館長 図書館長 生涯学習・スポーツ課長	

6 朝霞市生涯学習推進会議委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	◎ 島 村 幸 広	生涯学習部長
2	○ 嶋 徹	学校教育部長
3	宮 村 徹	市長公室次長兼市政情報課長
※	田 中 敦	市政情報課長
4	村 山 雅 一	総務部次長兼財産管理課長
5	渡 邊 誠	市民環境部産業振興課長
※	宮 村 徹	市民環境部次長兼産業振興課長
6	猪 股 敏 裕	福祉部次長
※	麦 田 伸 之	福祉部次長兼保育課長
7	目 崎 康 浩	健康づくり部次長
8	比留間 寿 昭	都市建設部次長兼まちづくり推進課長
9	金 子 二 郎	学校教育部教育指導課長
10	杉 西 恭 子	生涯学習部文化財課長
11	金 丸 広 幸	生涯学習部次長兼中央公民館長
※	金 子 一 彦	生涯学習部中央公民館長
12	金 子 一 彦	生涯学習部図書館長
※	猪 股 敏 裕	生涯学習部次長兼図書館長
13	中 村 浩 信	生涯学習部生涯学習・スポーツ課長

◎は議長、○は副議長。

- ※3 番の宮村委員は、人事異動に伴い田中委員と交代
- ※5 番の渡邊委員は、人事異動に伴い宮村委員と交代
- ※6 番の猪股委員は、人事異動に伴い麦田委員と交代
- ※11 番の金丸委員は、人事異動に伴い金子委員と交代
- ※12 番の金子委員は、人事異動に伴い猪股委員と交代

7 用語解説

用語の後ろにある【 】内の数字は掲載ページを表します。

あ行

IT (アイティ) 【17】

Information Technology の略で、情報通信技術のこと。また、それを用いたサービスや事業など。

あさか学習おとどけ講座 【16】

あらかじめ用意された市の情報や身近な生活情報などの行政メニュー・企業メニューの中から、市民が希望するメニューを選んで申し込み、市民グループの学習の場で講座が受けられるもの。

SNS (エヌエヌエス) 【26】

Social Networking Service の略で、人と人とを結び、コミュニケーションの場をインターネット上で構築、提供するサービスのこと。

広義には、コミュニティ型の Web サイト等も含まれる。

NPO (エヌピーオー) 【18、51】

Non Profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの民間の非営利組織のこと。そのうち、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）に基づく法人格を取得した団体は特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）という。

か行

協働 【18、32、33、35、39、51】

同じ目的のために、対等の立場で協力してともに働くこと。パートナーシップのあり方を表現する概念。

元々、協働の概念はアメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムが、1977 年著作『Comparing Urban Service Delivery Systems』の中で「Coproduction」という用語が用いられたことから生まれた造語。これを「協働」と日本語に訳したもの。

幸齢者（こうれいしゃ） 【47】

より健康で自分らしくいきいきと生き、また、地域社会の支え手としての社会的役割を担う存在としての高齢者を表現したもの。

幸齢社会 【47】

高齢者が、地域社会の支え手として社会的役割を担う存在として活躍し、画一的な人生モデルではなく、一人一人が選択的に自身の生きがいを選び取れる社会。

2012年（平成24年）3月に出された文部科学省報告書「長寿社会における生涯学習の在り方について～人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ 「幸齢社会」～」においてこの言葉が用いられた。

子ども大学 【18】

大学のキャンパス等を会場に、大学教授や地域の専門家等が講師となり、子どもの知的好奇心を刺激する講義や体験活動を行うもの。NPO 団体や自治体、大学等が運営母体となるなど、「地域の教育力」を集結した運営が行われている。

2002年にドイツのチュービンゲン大学で始まり、ヨーロッパに広がった。2009年（平成21年）3月には、日本で初めて「子ども大学かわごえ」が誕生し、この取り組みをモデルに平成22年度から埼玉県が推進している。本市では、平成23年4月23日から「子ども大学あさか」を東洋大学朝霞キャンパスを中心に開校している。

さ行

生涯学習ガイドブック「コンパス」 【16、40】

朝霞市の生涯学習情報を幅広く掲載した冊子。市民の多岐にわたる生涯学習活動を支援するため、「団体・サークル情報」や「生涯学習ボランティアバンク」、「あさか学習おとどけ講座」をはじめ、各種制度、講座・教室・イベントなどの学習情報を近隣市も含めて幅広く掲載している。年1回、生涯学習・スポーツ課で発行している。

生涯学習ボランティアバンク 【16】

様々な知識や経験、優れた技術や技能を持つ市民やグループの方をボランティア講師として登録し、学習活動をはじめようとしているグループや個人に紹介する朝霞市の制度。

た行

ダイバーシティ 【21】

人種、宗教、性別、国籍、年齢、学歴や障害の有無など多様な人材を積極的に活用しようとする考え方のこと。企業経営の上で使用されることが多い。

知の循環型社会 【18、19、23、24、31、33、35、36、50】

各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する社会のこと。

学習した成果を実際に生活の中で役立てたり、また、人に教えることで、一人の学んだ「知」が他の人や地域社会にも受け継がれ、循環している社会のこと。2008年（平成20年）2月に出された文部科学省の中央教育審議会答申においてこの言葉が用いられた。

は行

バリアフリー 【17、19、27】

障害のある人や高齢者に支障のある社会生活上の障壁（バリア）を除去すること。元々は、建築用語で建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

PDCA サイクル 【36、37】

Plan（計画を立てる）、Do（実施する）、Check（評価する）、Action（修正する）で構成されるサイクルを繰り返しながら継続的により良い成果を目指していくこと。

ま行

モチベーション 【24】

人が行動を起こす際の動機づけ、意欲や目的意識のこと。

や行

ユニバーサルデザイン 【42】

高齢者、障害のある人、妊産婦、子ども、外国人など、あらゆる年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすく配慮した製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

バリアフリーが、障害者や高齢者等への配慮であるのに対し、ユニバーサルデザインは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害、能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計であり、すべての人が対象とされる。

第3次朝霞市生涯学習計画
平成29年度～平成38年度

平成29年3月

発行 朝霞市教育委員会
生涯学習部 生涯学習・スポーツ課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1-1-1
TEL 048-463-1111 (代)
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>

